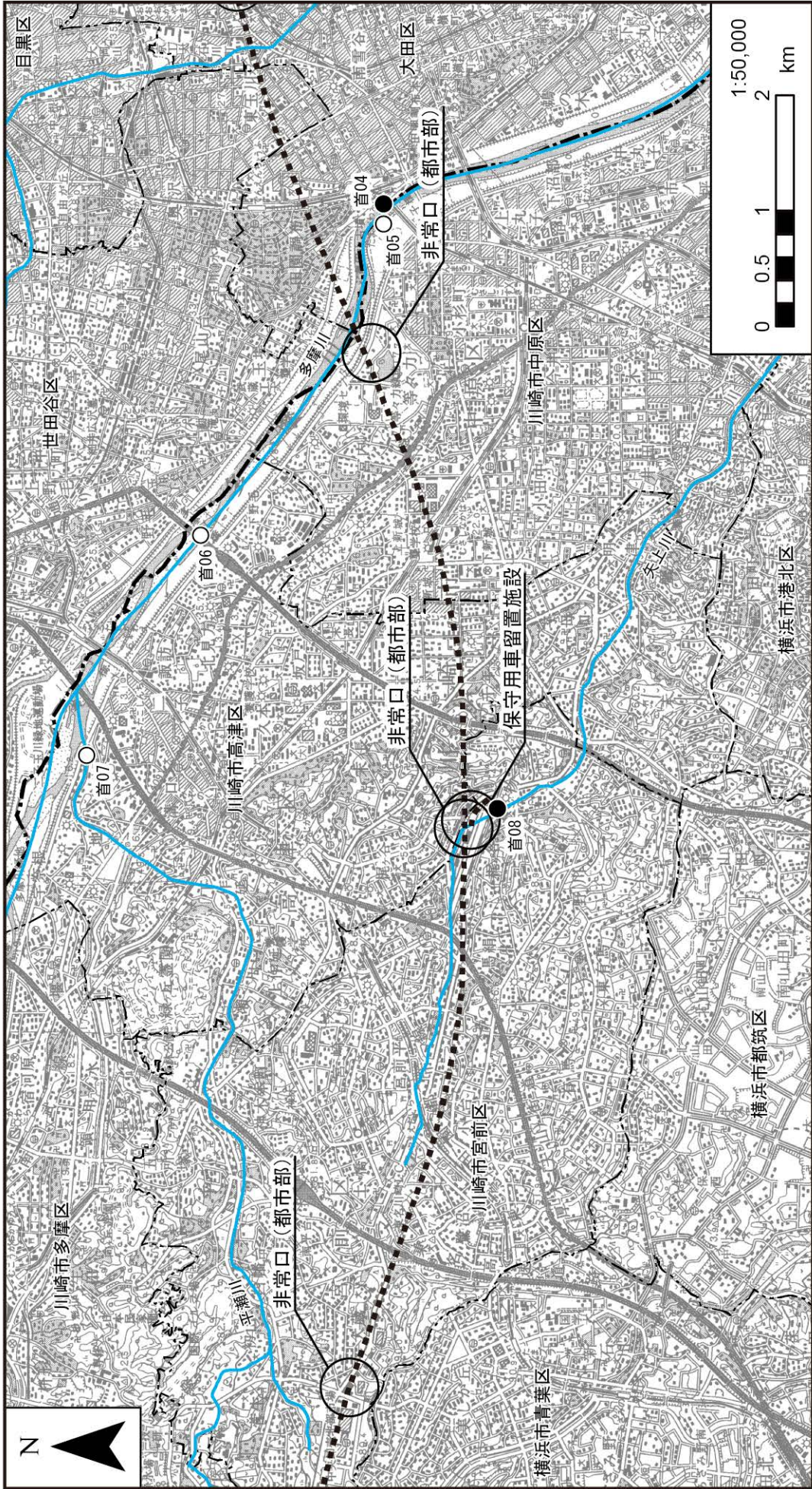




- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 水質(文献)
 - 水質(現地)

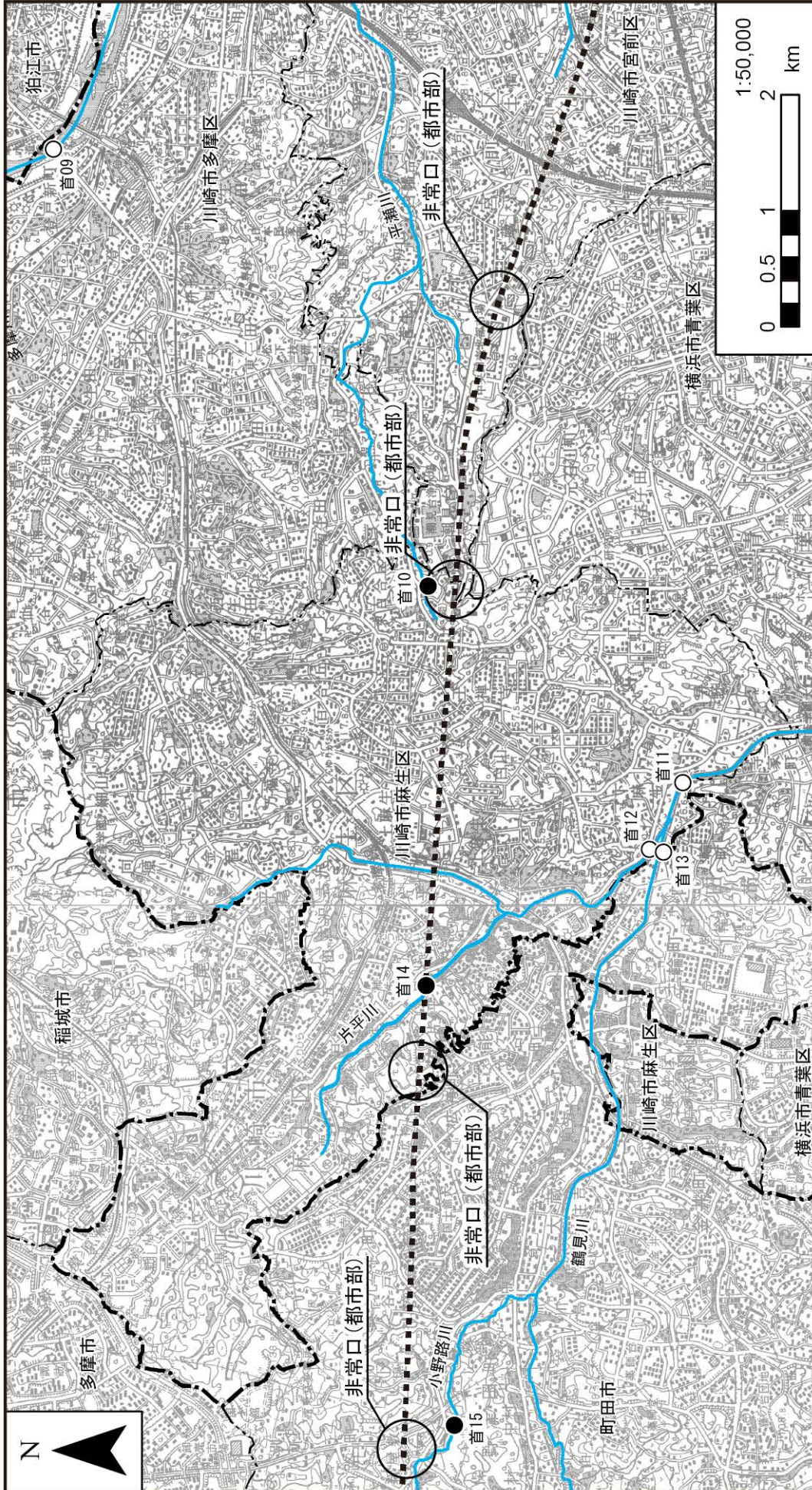


河川の水質調査地点 (1)



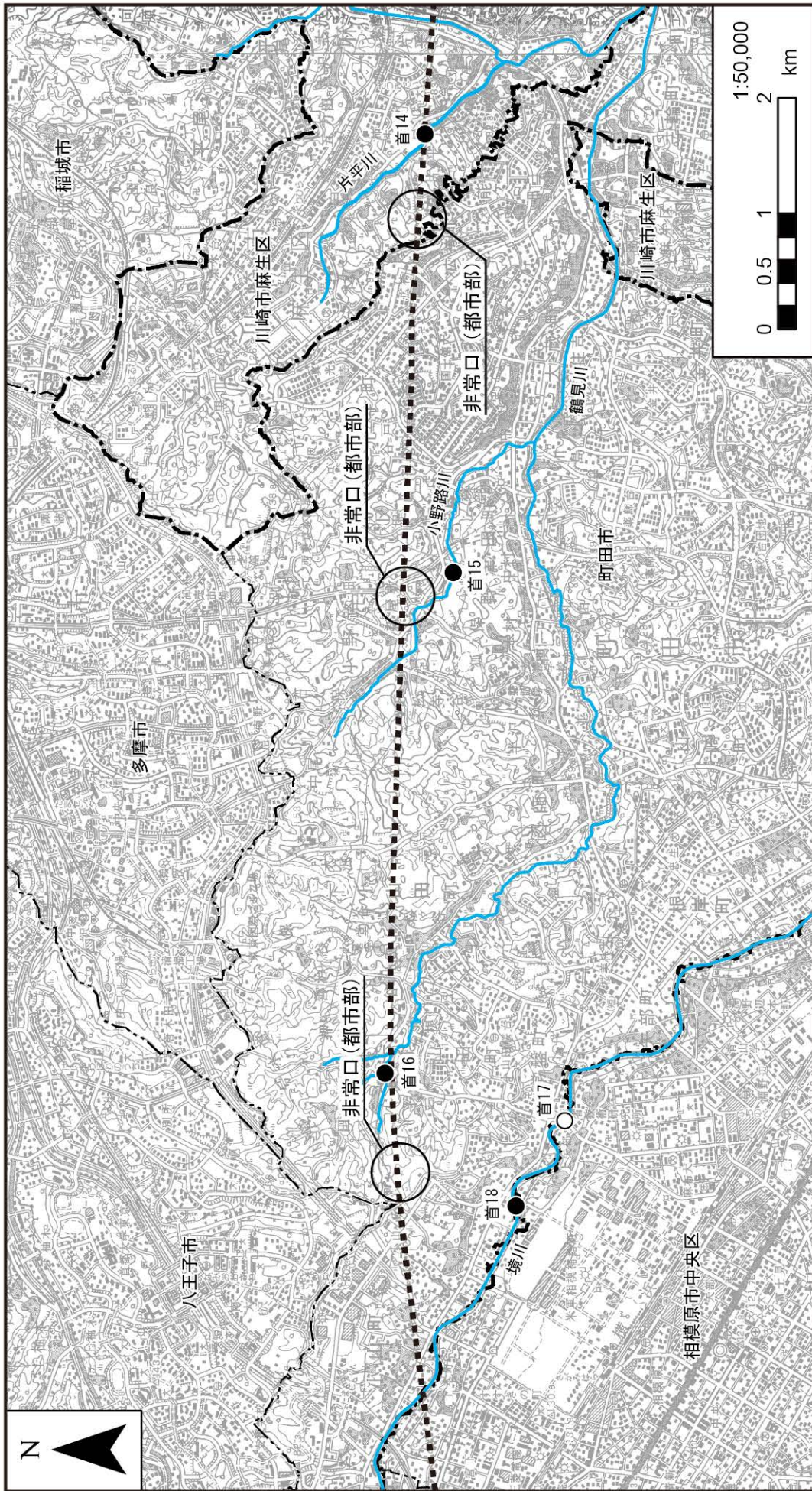
- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 水質(文献)
 - 水質(現地)
 - 都県境
 - 市区町村境

河川の水質調査地点 (2)



河川の水質調査地点 (3)

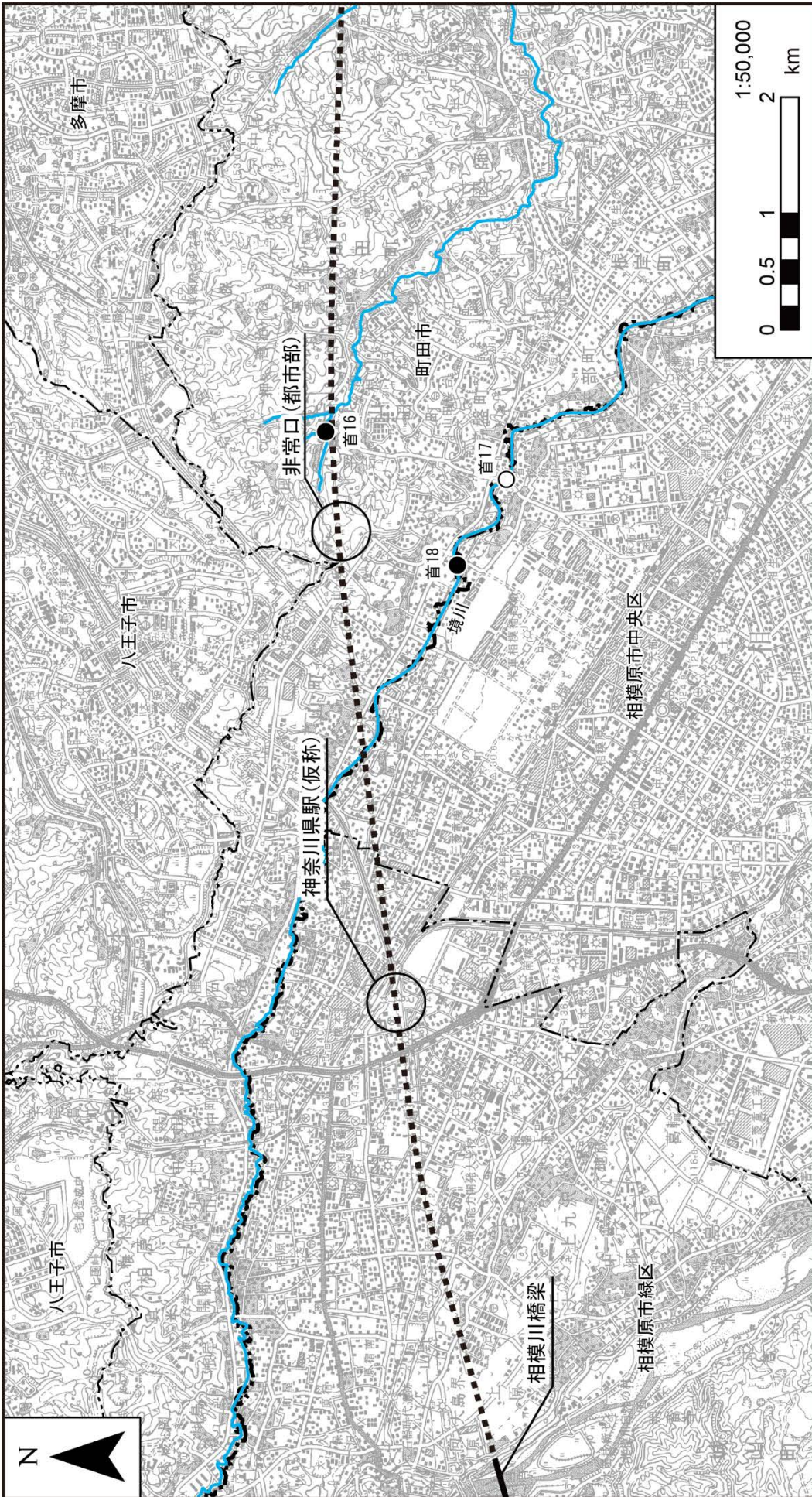
- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 水質(文献)
 - 水質(現地)



凡例

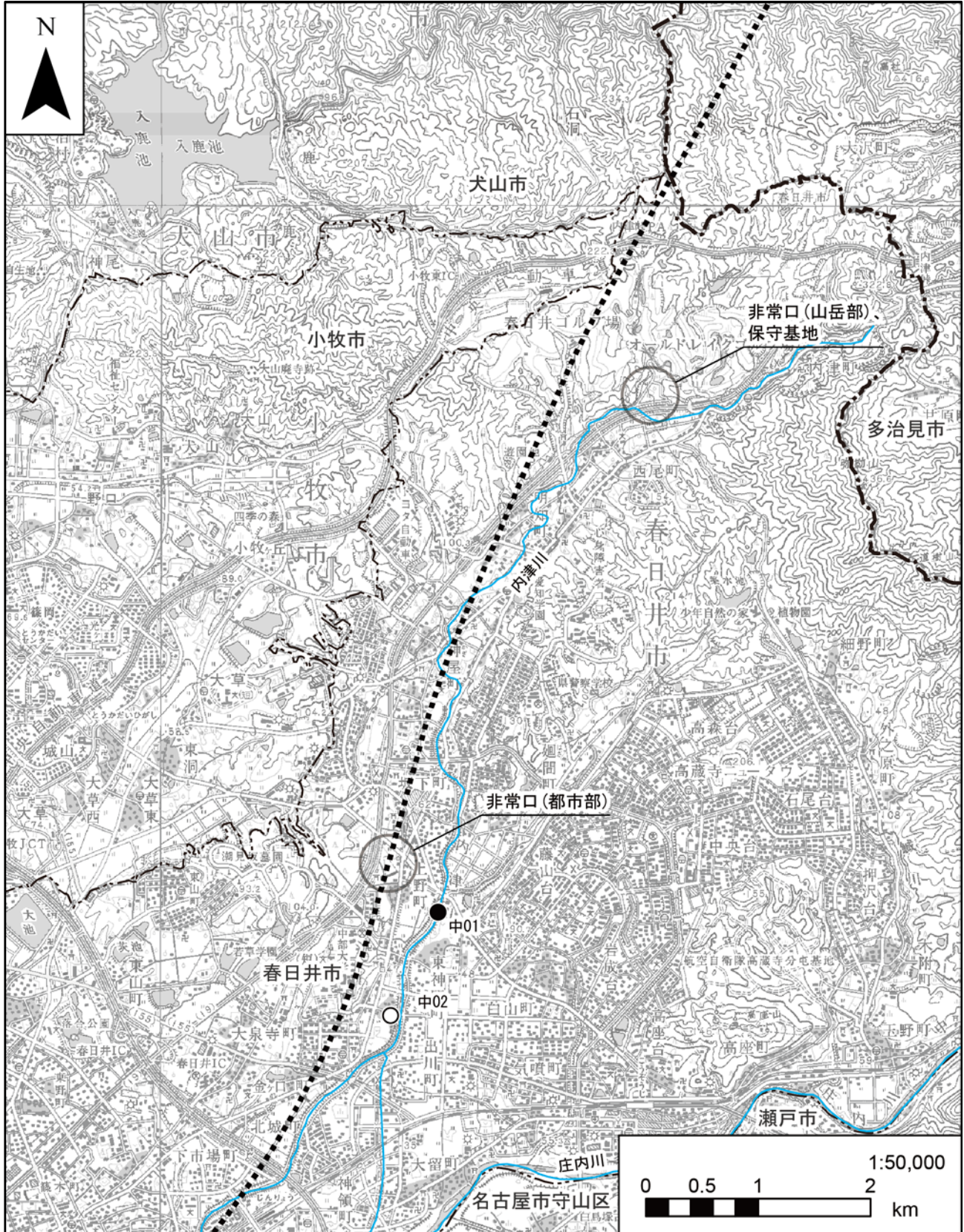
- 計画路線(トンネル部)
- 水質(文献)
- 水質(現地)
- 都県境
- 市区町村境

河川の水質調査地点 (4)



河川の水質調査地点 (5)

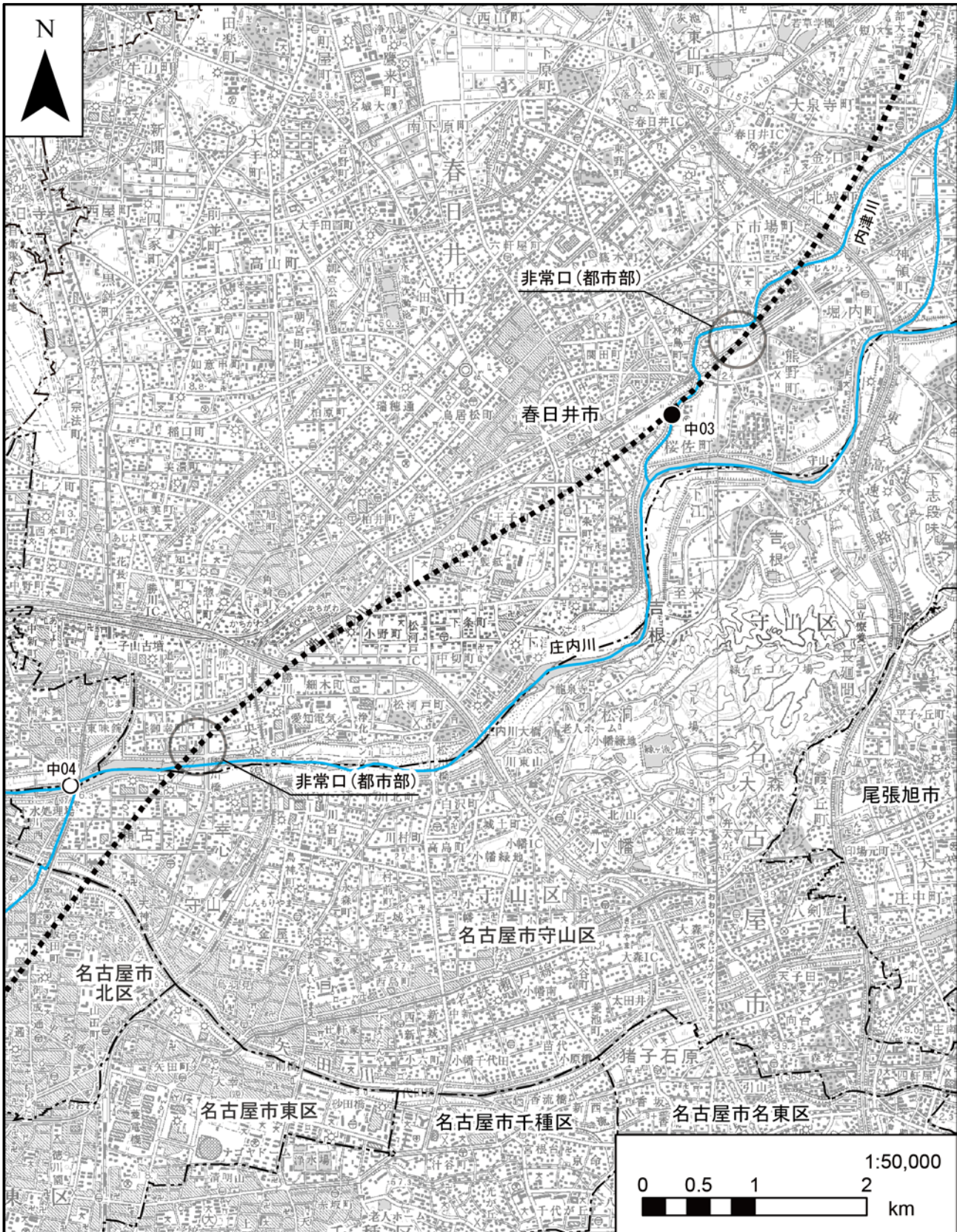
- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 水質(文献)
 - 水質(現地)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 県境
- 市区町村境
- 水質(文献)
- 水質(現地)

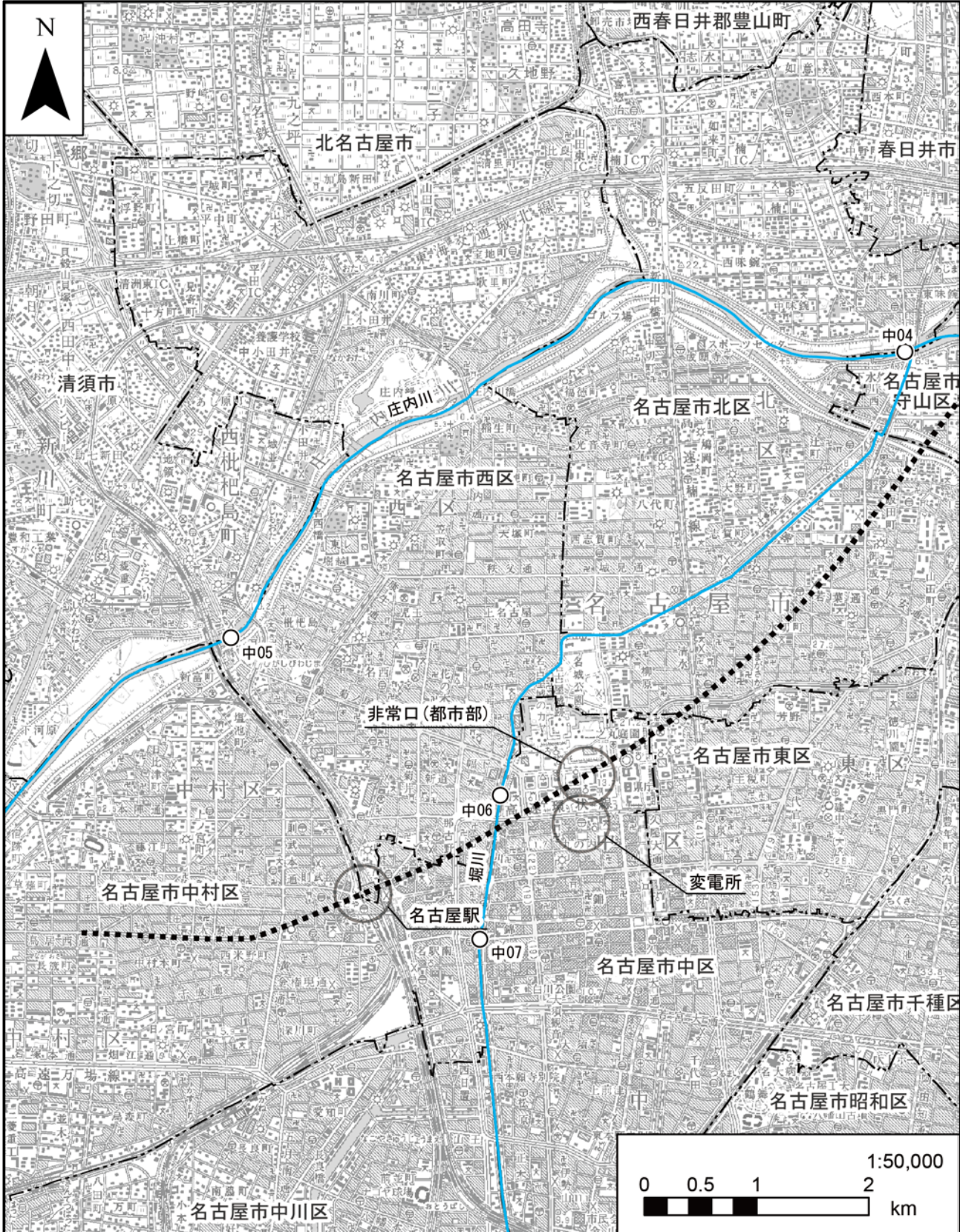
河川の水質調査地点 (6)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 県境
- 市区町村境
- 水質(文献)
- 水質(現地)

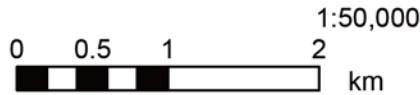
河川の水質調査地点 (7)

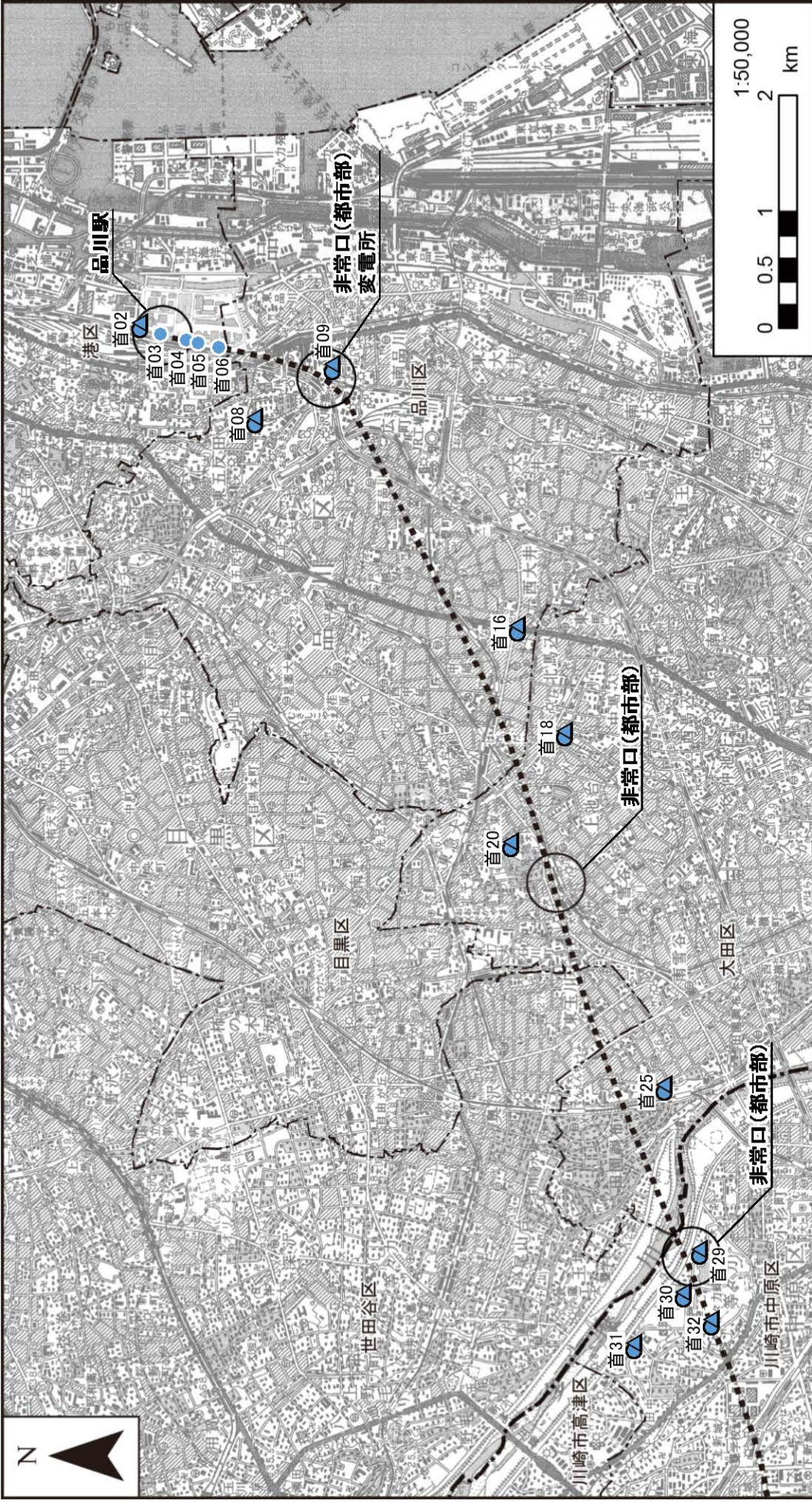


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- .-.- 県境
- 市区町村境
- 水質(文献)
- 水質(現地)

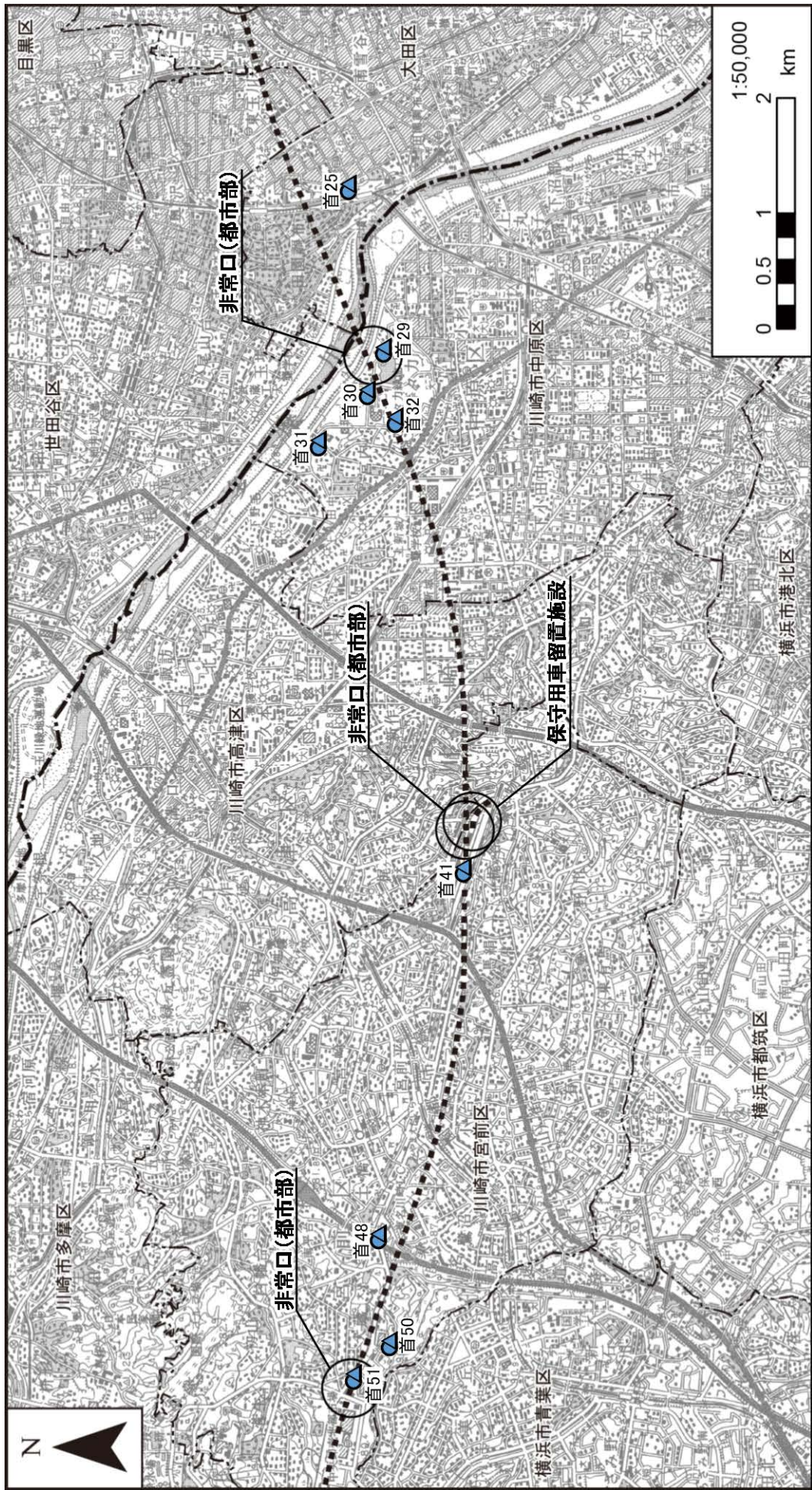
河川の水質調査地点 (8)





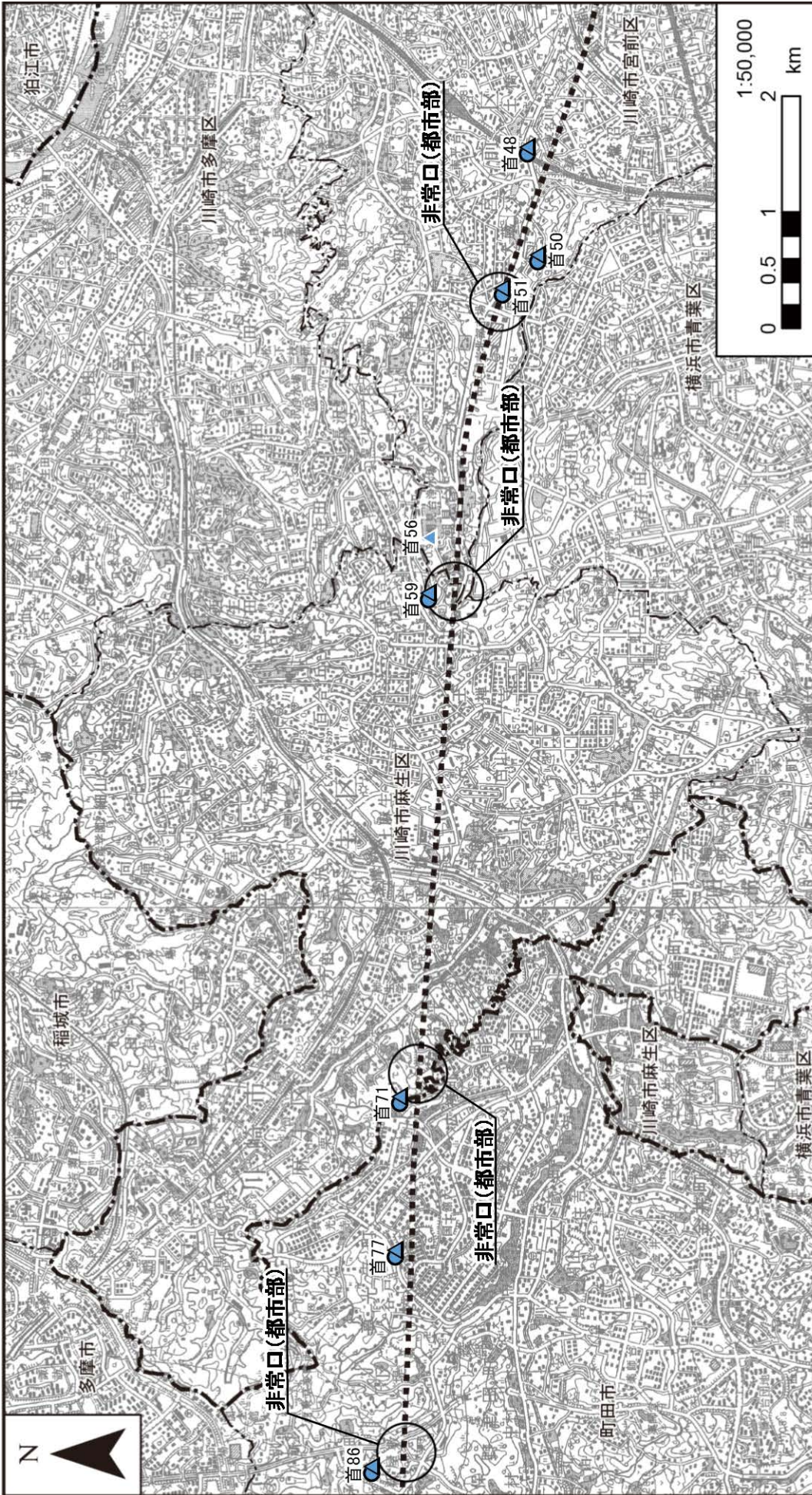
地下水位及び水質調査地点 (1)

- 凡例
- 計画路線 (トンネル部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 地下水位及び水質調査地点 (深層)
 - ▲ 地下水位及び水質調査地点 (浅層)
 - 地下水位調査地点 (深層)
 - ▲ 地下水位調査地点 (浅層)



地下水位及び水質調査地点 (2)

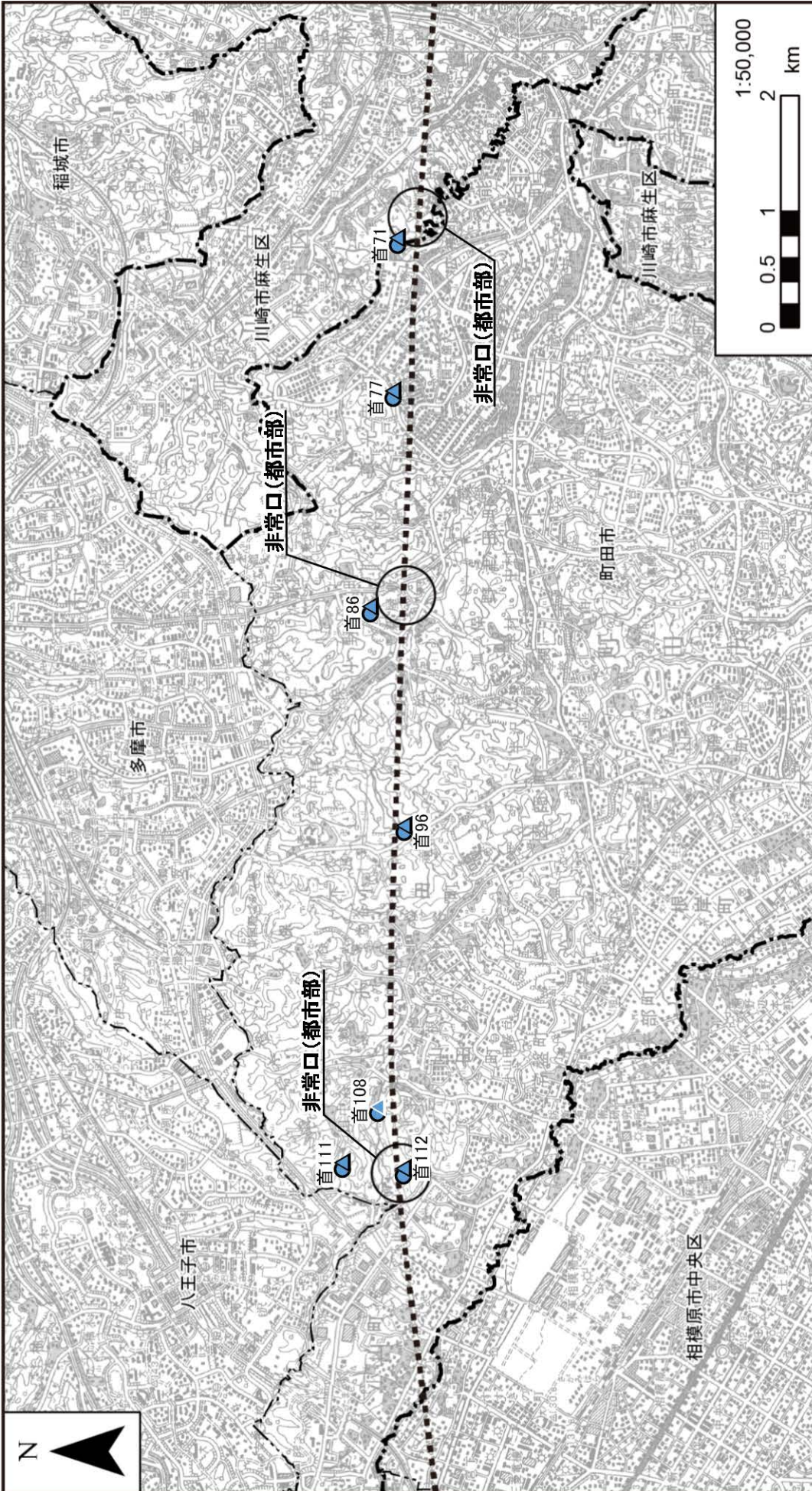
- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 地下水位及び水質調査地点 (深層)
 - ▲ 地下水位及び水質調査地点 (浅層)
 - 地下水調査地点 (深層)
 - ▲ 地下水調査地点 (浅層)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 都道府境
- 市区町村境
- 地下水位及び水質調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位及び水質調査地点 (浅層)
- 地下水位調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位調査地点 (浅層)

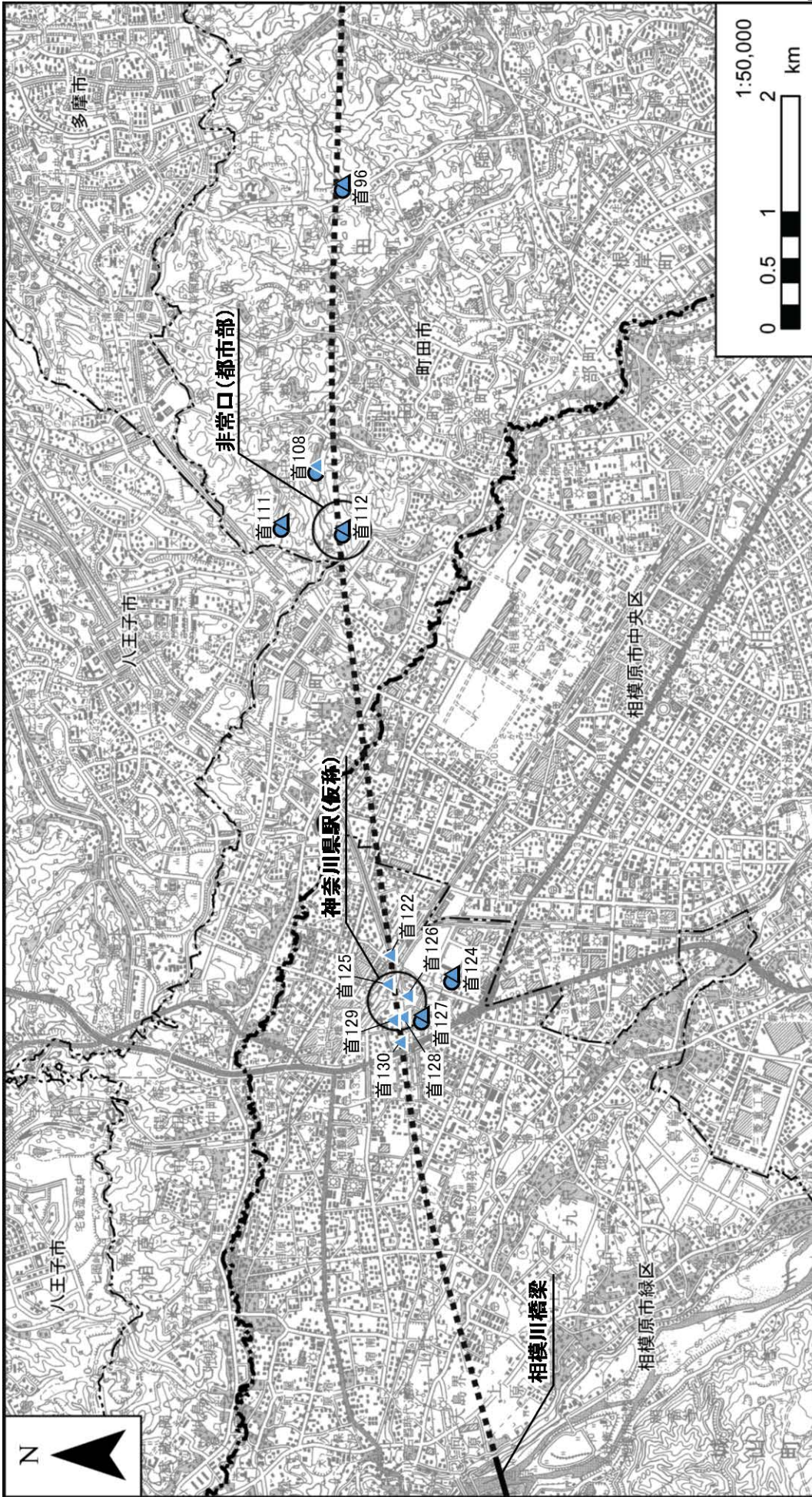
地下水位及び水質調査地点 (3)



凡例

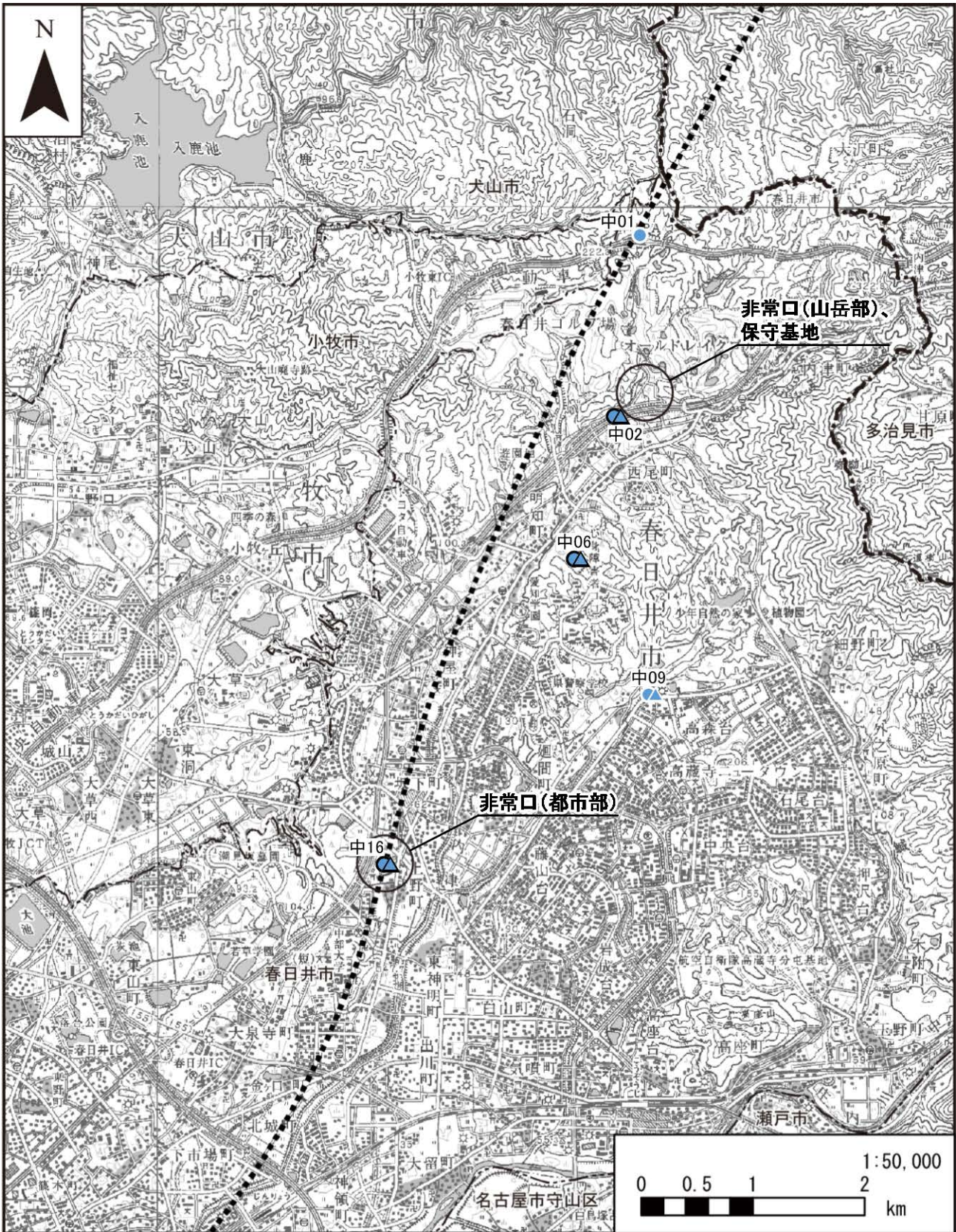
- 計画路線(トンネル部)
- 地下水位及びび水質調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位及びび水質調査地点 (浅層)
- 地下水位調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位調査地点 (浅層)
- 都県境
- 市区町村境

地下水位及びび水質調査地点 (4)



地下水位及びび水質調査地点 (5)

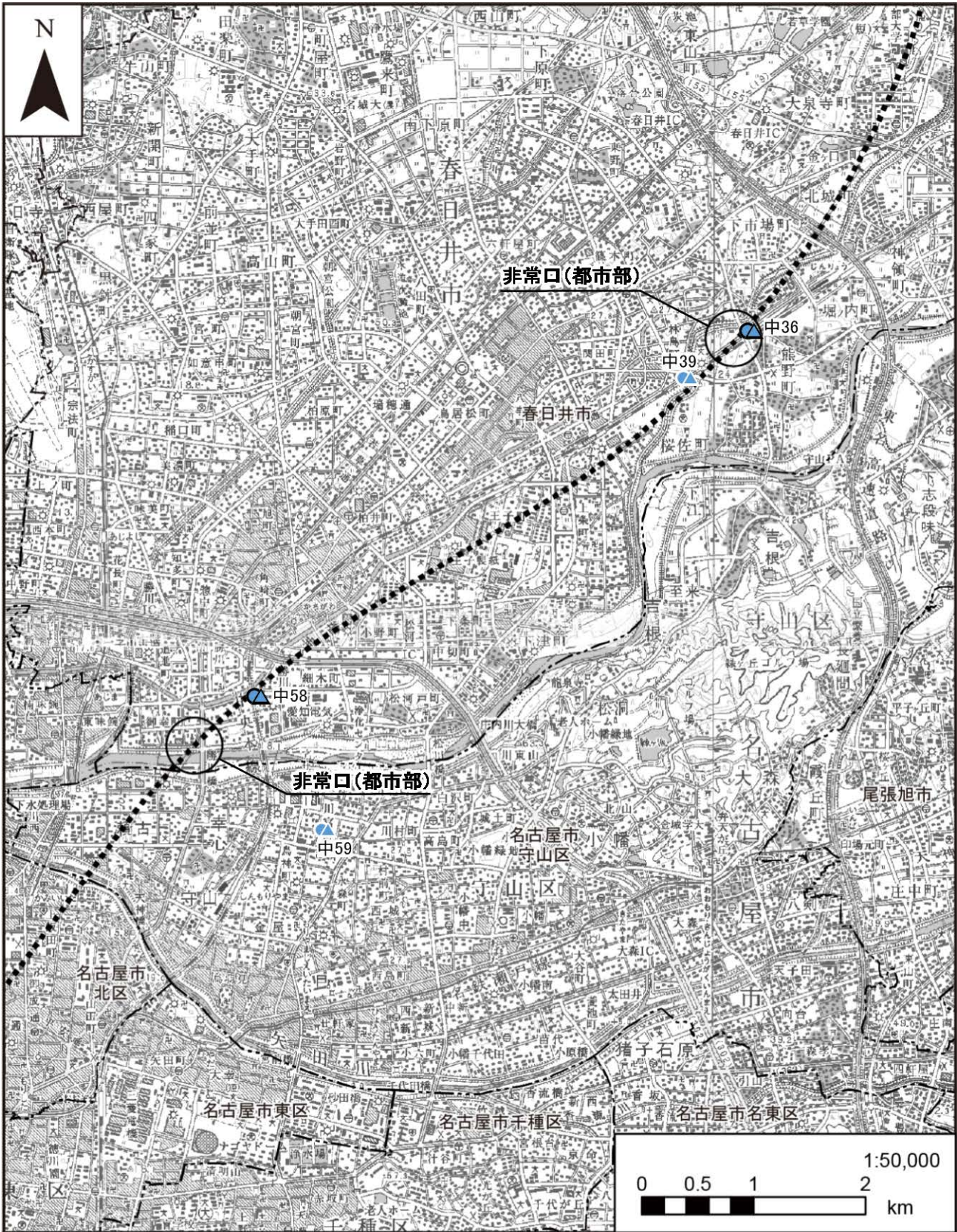
- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - ▲ 地下水位及びび水質調査地点 (深層)
 - ▲ 地下水位及びび水質調査地点 (浅層)
 - 地下水位調査地点 (深層)
 - ▲ 地下水位調査地点 (浅層)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 県境
- 市区町村境
- 地下水位及び水質調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位及び水質調査地点 (浅層)
- 地下水位調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位調査地点 (浅層)

地下水位及び水質調査地点 (6)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 県境
- 市区町村境

- 地下水位及び水質調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位及び水質調査地点 (浅層)
- 地下水位調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位調査地点 (浅層)

地下水位及び水質調査地点 (7)

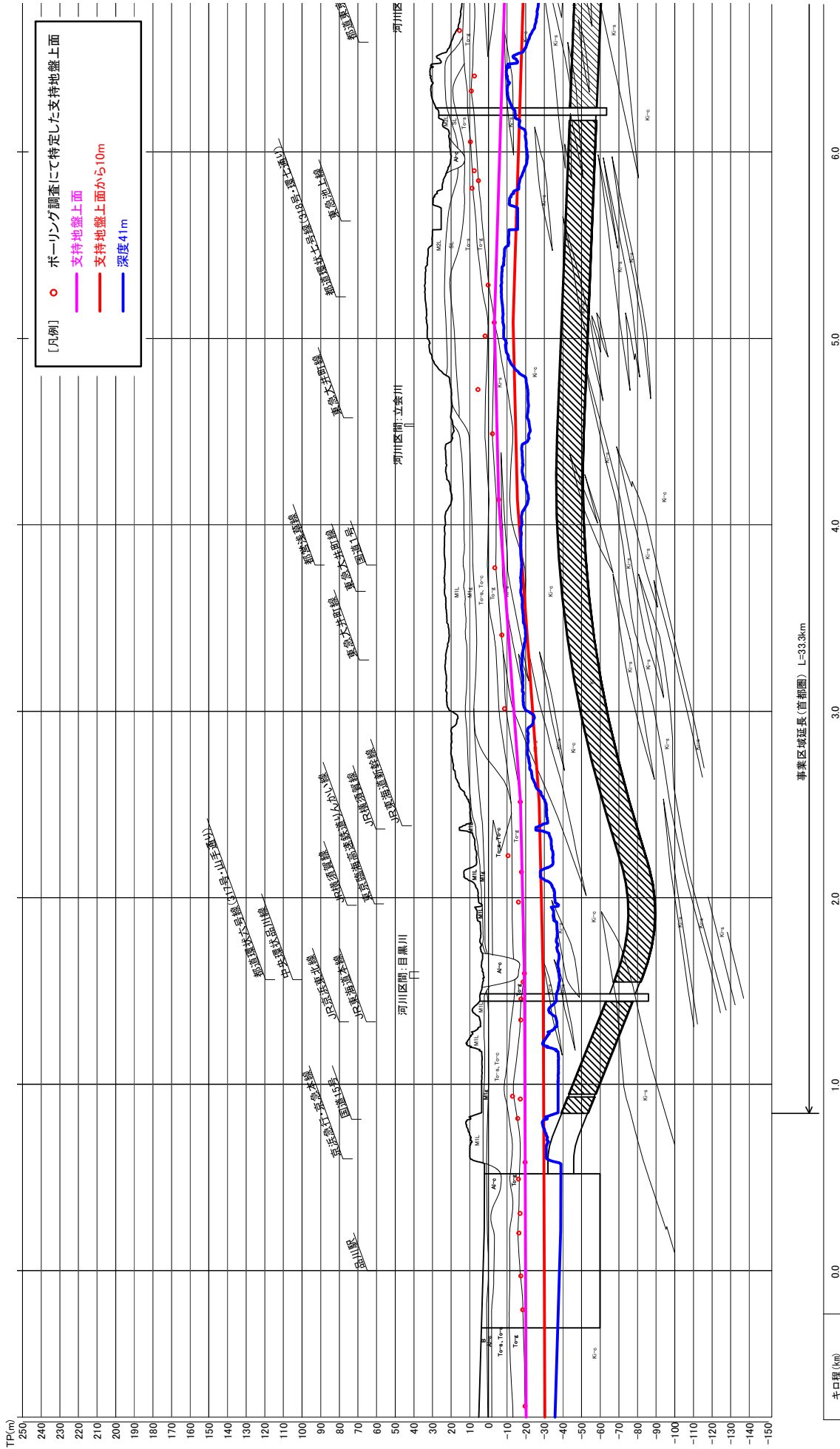


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 県境
- 市区町村境
- 地下水位及び水質調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位及び水質調査地点 (浅層)
- 地下水位調査地点 (深層)
- ▲ 地下水位調査地点 (浅層)

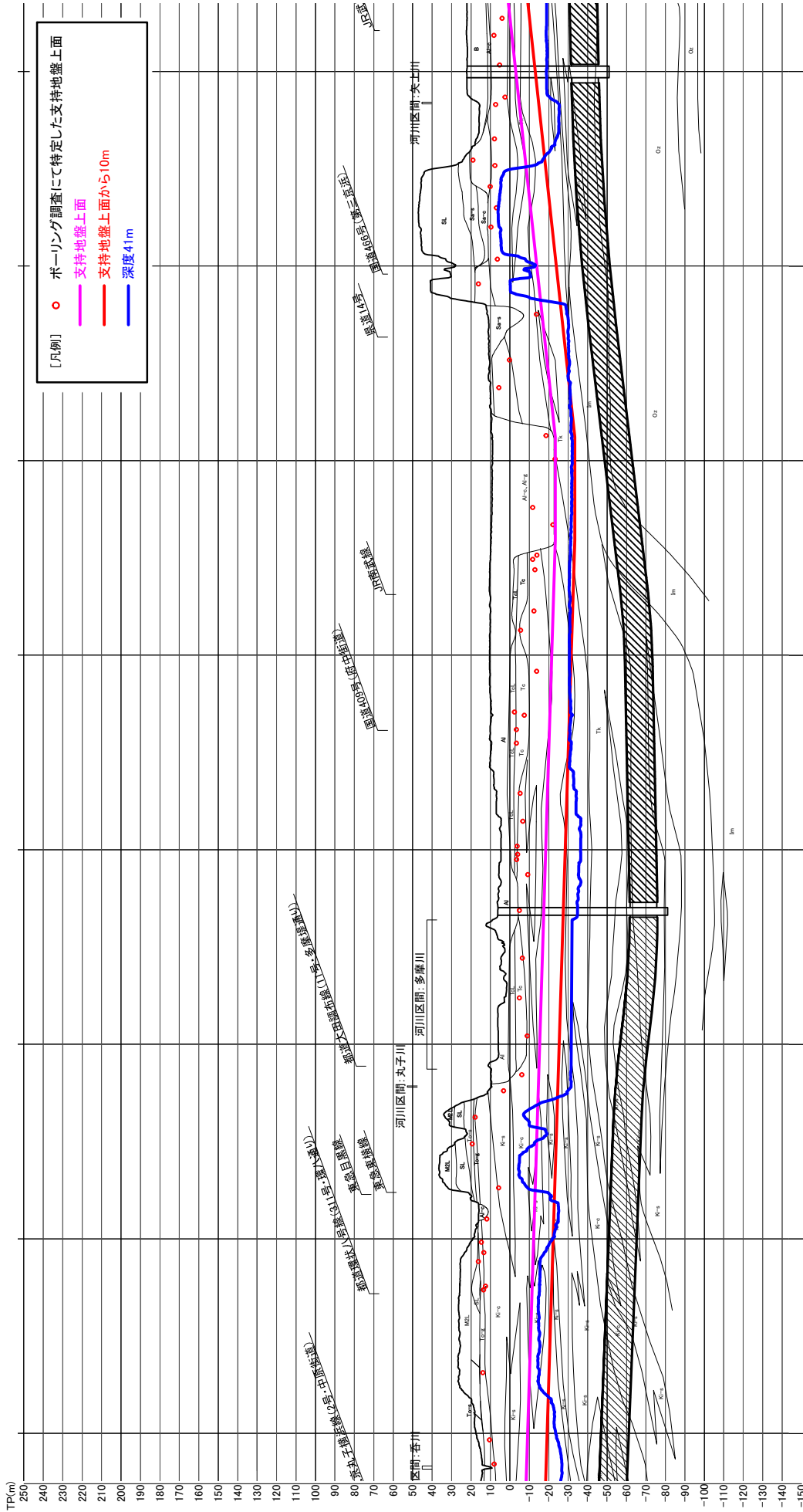
地下水位及び水質調査地点 (8)

添付資料-11 (1)
 (縦断面図検討断面)



水平方向 : 30,000分の1
 鉛直方向 : 3,000分の1

注1: 駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
 注2: この図面は、国土地理院の基礎地図情報を基に作成した図面 (平成25情報使、第867号) を編集等したものである。

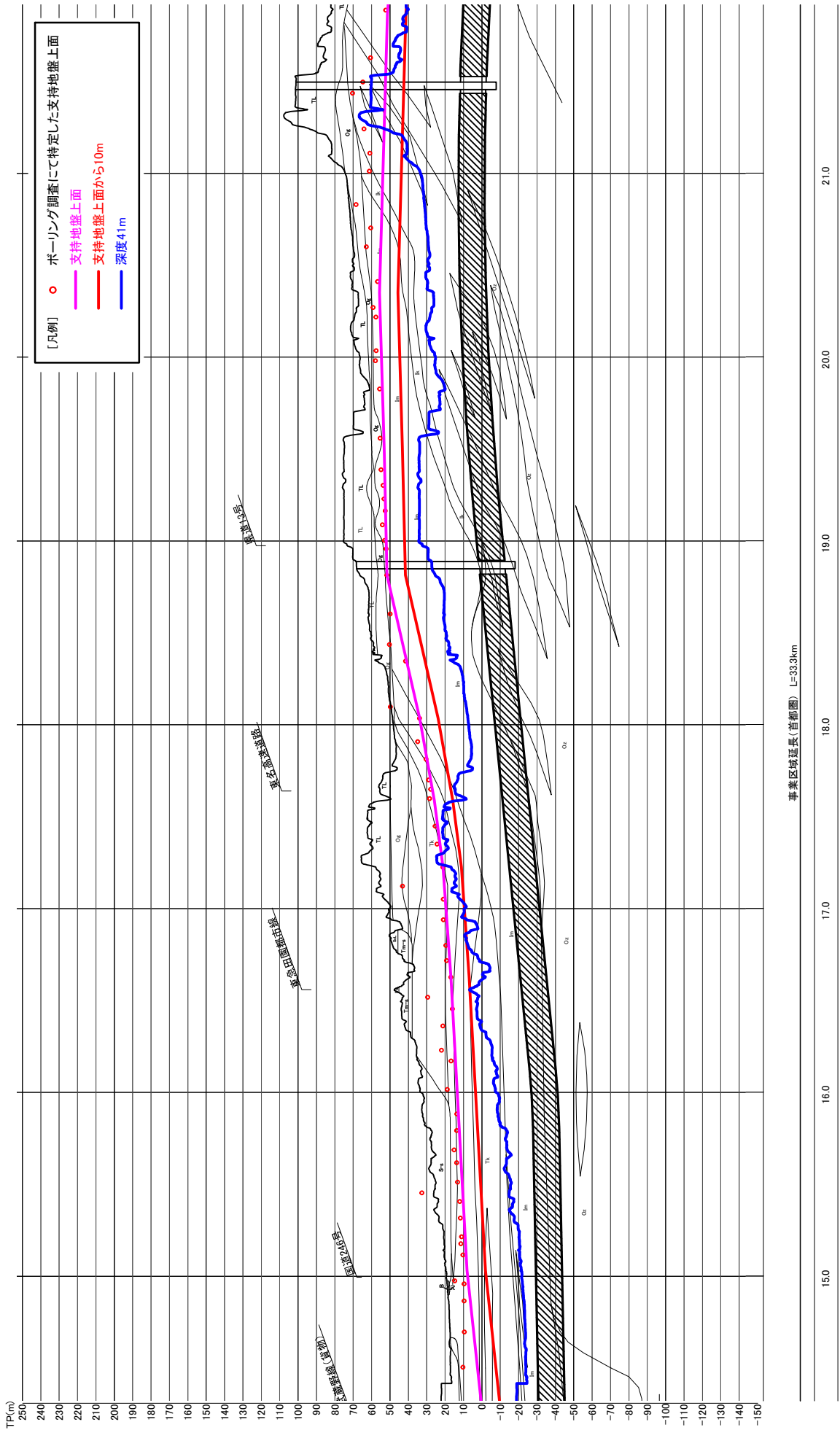


事業区域延長(首都圏) L=33.3km

7.0 8.0 9.0 10.0 11.0 12.0 13.0 14.0

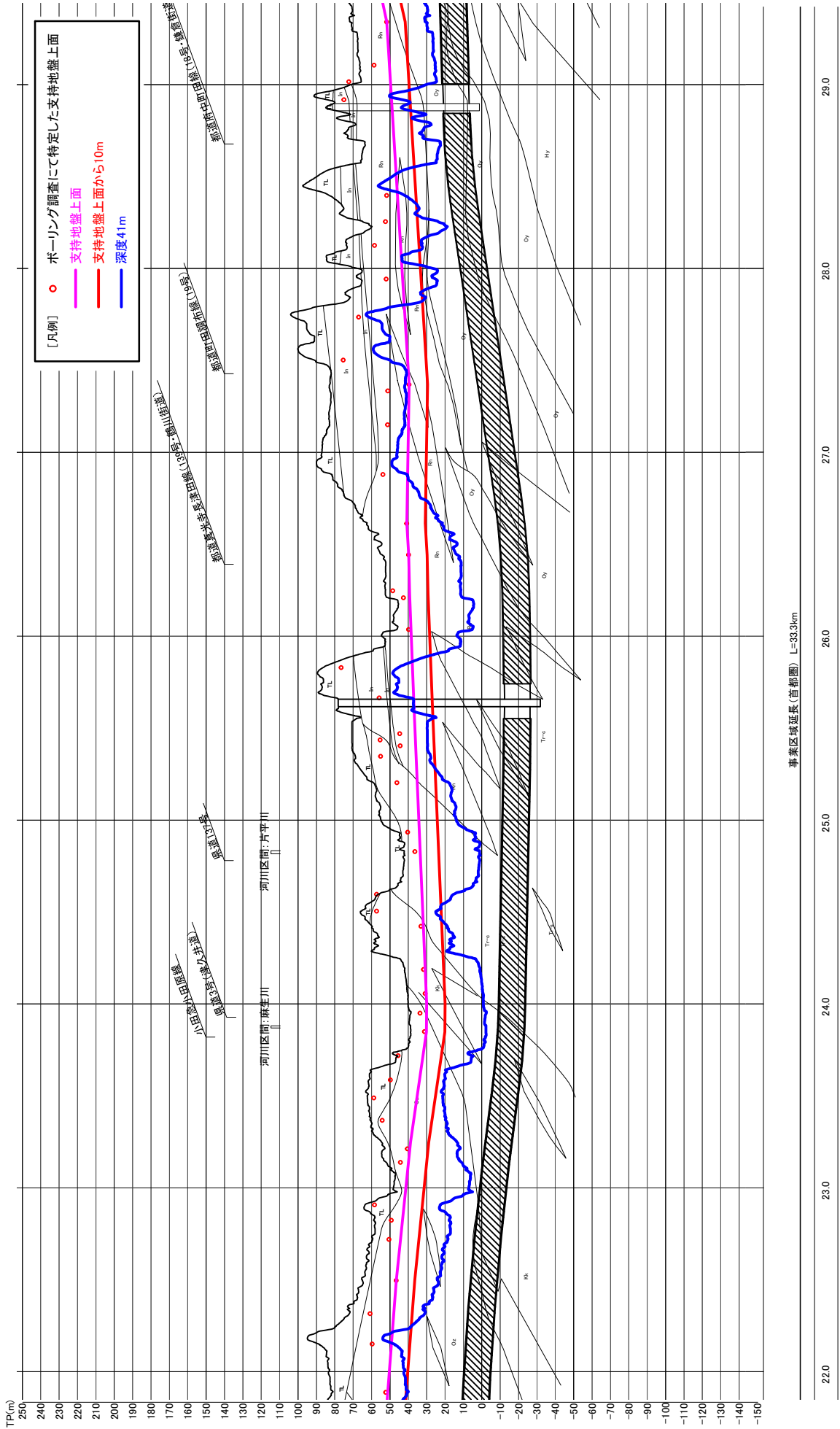
注1: 駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
 注2: この図面は、国土地理院の基礎地図情報を基に作成した図面(平成25情報使、第867号)を編集等したものである。

水平方向: 30,000分の1
 鉛直方向: 3,000分の1



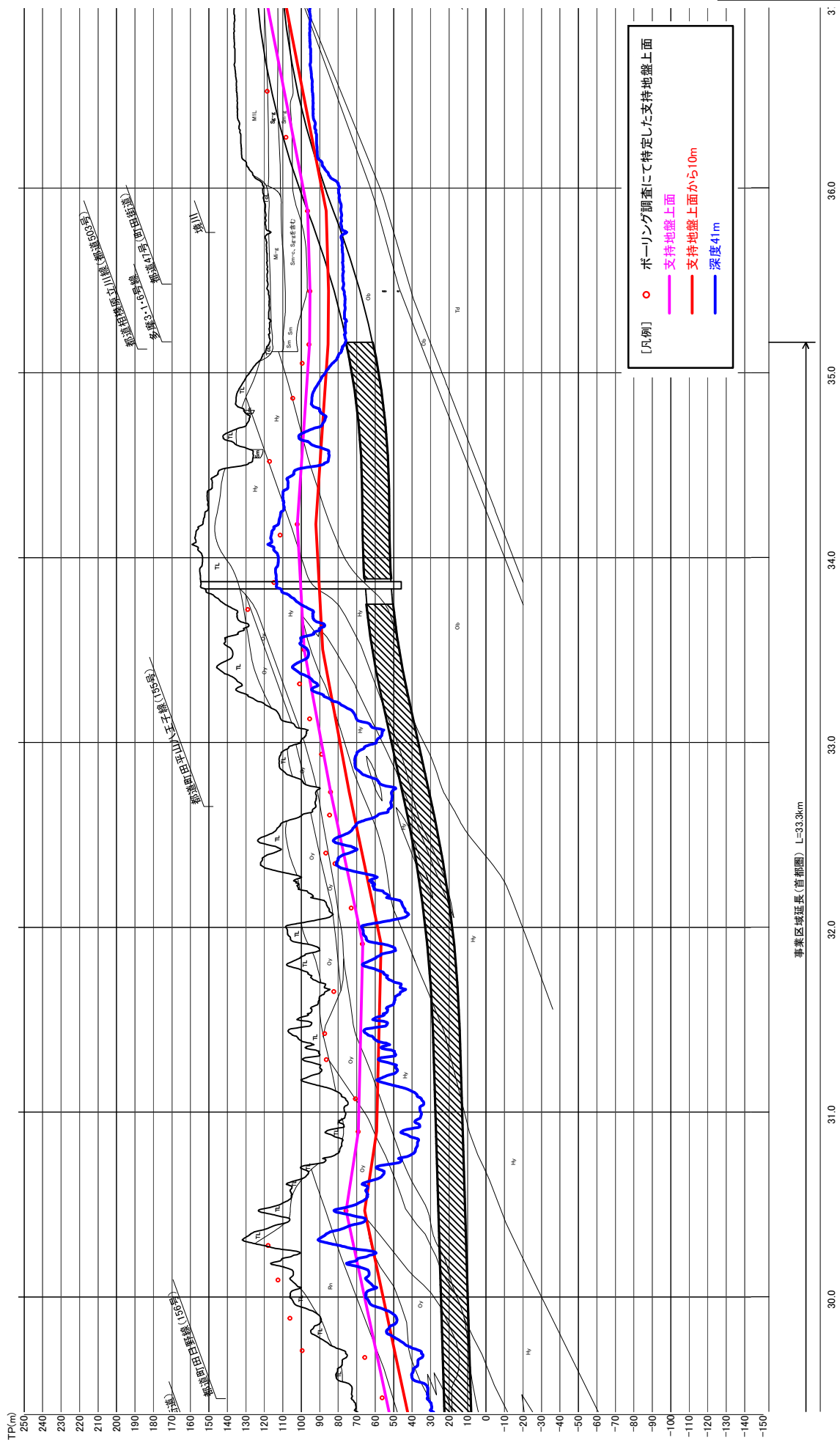
水平方向 : 30,000分の1
 鉛直方向 : 3,000分の1

注1: 駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
 注2: この図面は、国土地理院の基礎地図情報を基に作成した図面(平成25情報、第867号)を編集等したものである。



水平方向 : 30,000分の1
 鉛直方向 : 3,000分の1

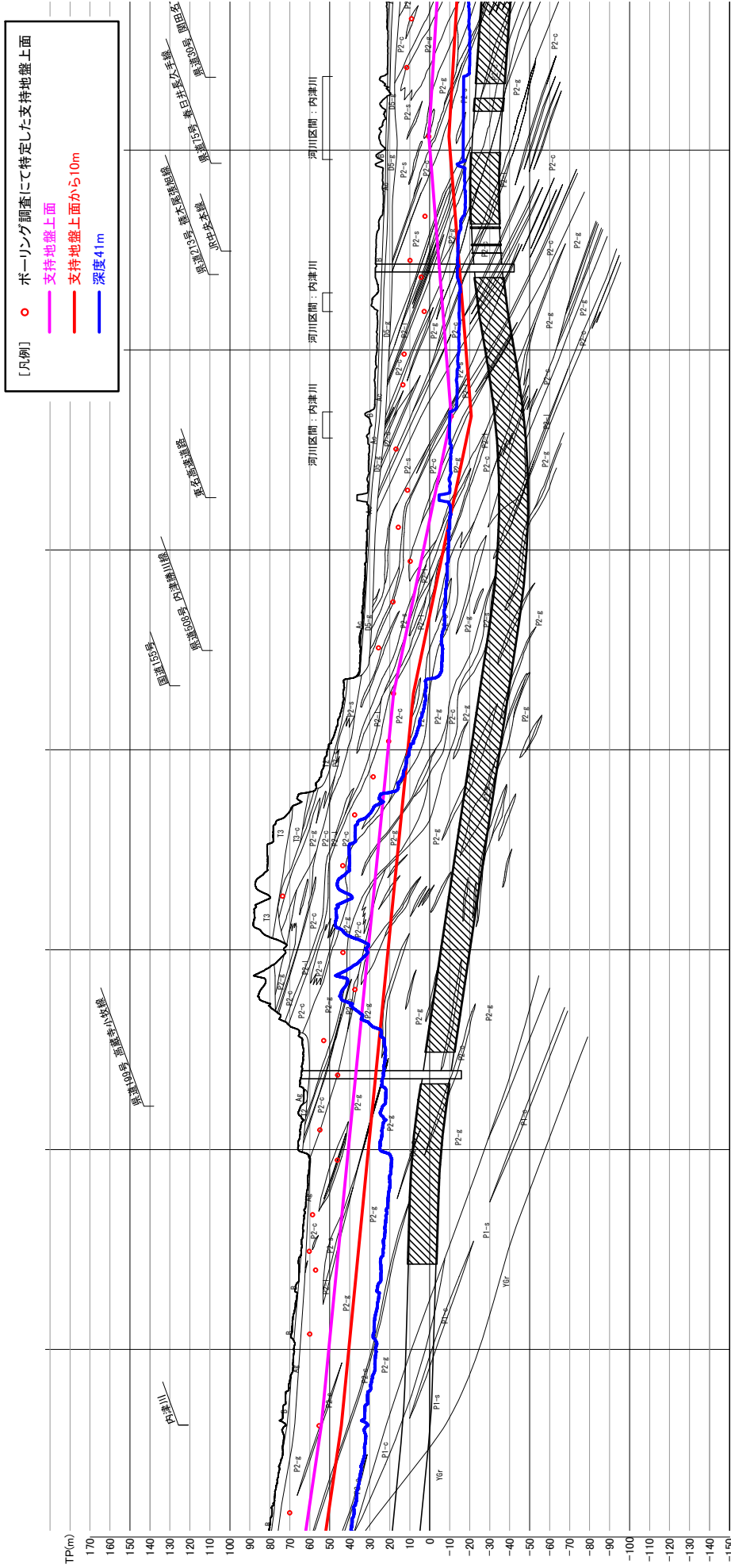
注1: 駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
 注2: この図面は、国土地理院の基礎地図情報を基に作成した図面(平成25情報、第867号)を編集等したものである。



水平方向：30.000分の1
 鉛直方向：3.000分の1

注1：駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
 注2：この図面は、国土地理院の基礎地図情報を基に作成した図面（平成25情報、第867号）を編集等したものである。

添付資料-11 (6)
(縦断面図検討断面)



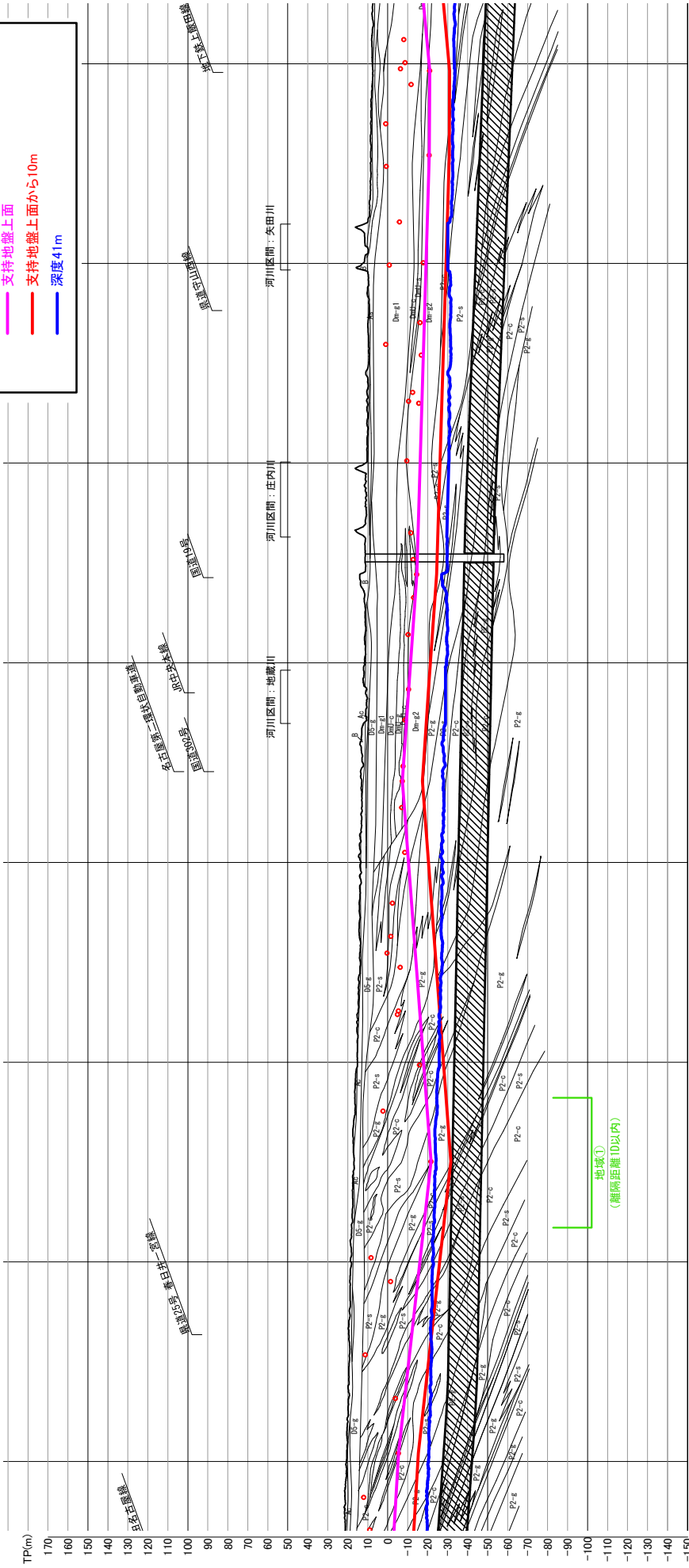
事業区域延長 (中部圏) L=17.0km

キロ程(km)	2660	2670	2680	2690	2700	2710	2720
---------	------	------	------	------	------	------	------

注1：駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
注2：この図面は、国土地理院の基礎地図情報に基づき作成した図面（平成25年度、第867号）を編集したものである。

水平方向：30,000分の1
鉛直方向：3,000分の1

[凡例] ○ ボーリング調査にて特定した支持地盤上面
 〓 支持地盤上面
 〓 支持地盤上面から10m
 〓 深度41m



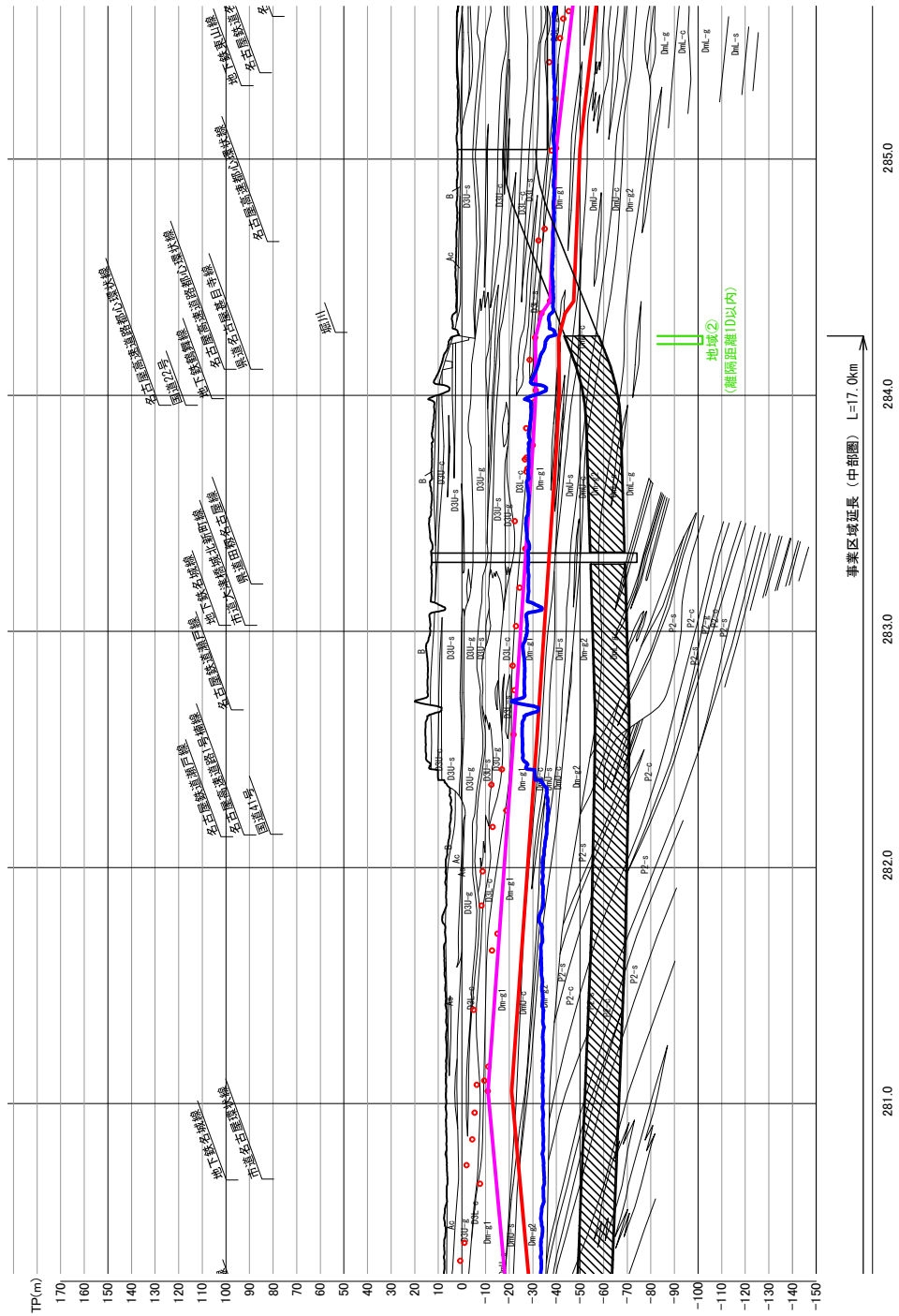
事業区域延長 (中部圏) L=17.0km



注1：駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
 注2：この図面は、国土地理院の基礎地図情報(平成25年度、第867号)を編集等したものである。

水平方向：30,000分の1
 鉛直方向：3,000分の1

[凡例] ○ ボーリング調査にて特定した支持地盤上面
 〰 支持地盤上面
 〰 支持地盤上面から10m
 〰 深度41m



水平方向 : 30,000分の1
 鉛直方向 : 3,000分の1

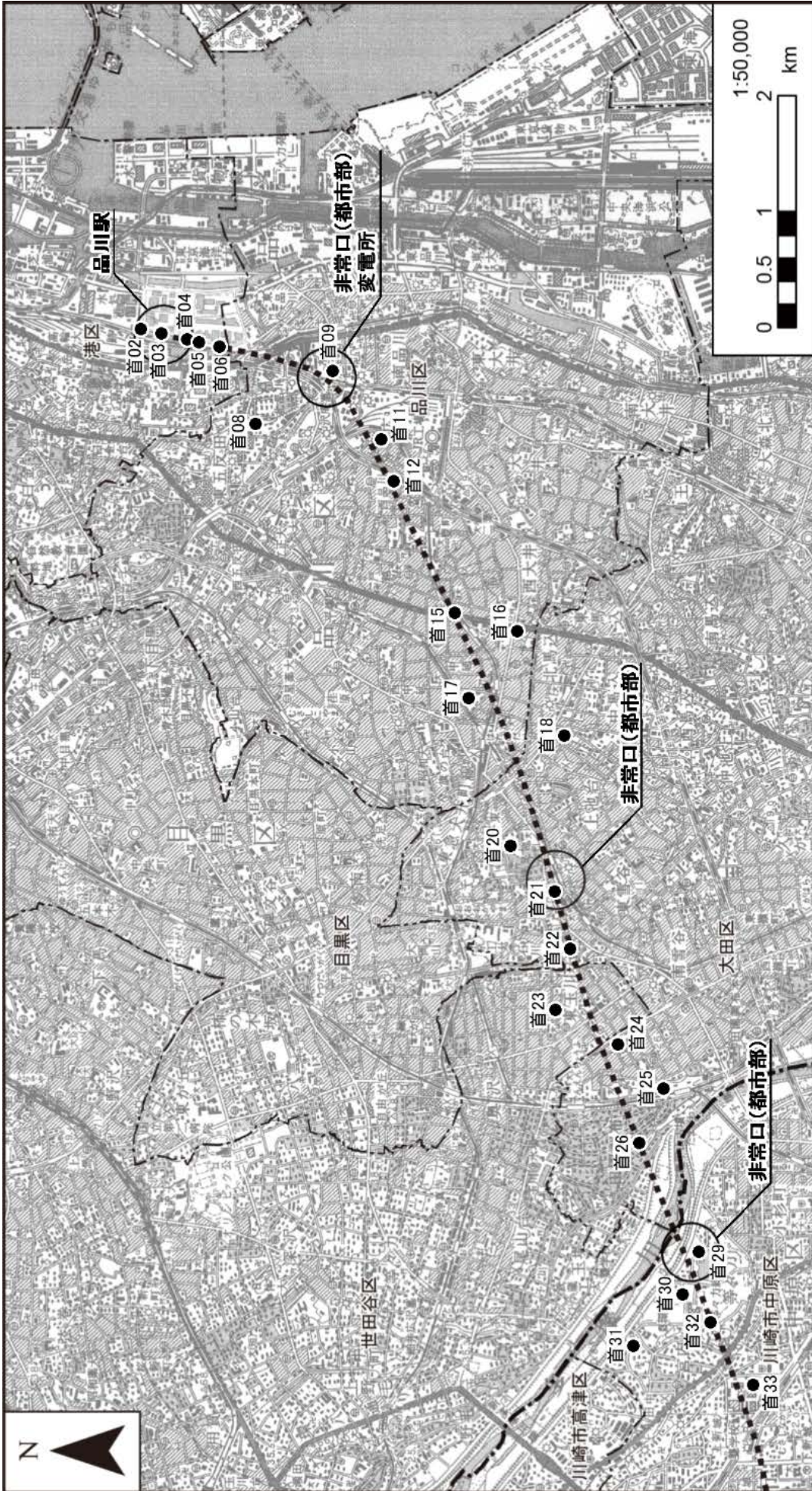
注1: 駅部、非常口等については、概ねの位置・形状である。
 注2: この図面は、国土地理院の基礎地図情報に基づき作成した図面(平成25情報、第867号)を編集等したものである。

化学反応（大深度地下に存在する還元性の地層に起因する地下水の強酸性化、有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下）に係る事業特性・地域特性

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<p>本事業の事業特性は以下のとおりである。</p> <p>1. 起点及び終点 起点 東京都港区 終点 愛知県名古屋市 主要な経過地 甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部</p> <p>2. 走行方式 超電導磁気浮上方式</p> <p>3. 最高設計速度 505 キロメートル／時</p> <p>4. 路線計画 起点の東京都から名古屋市まで、超電導リニアの超高速性を踏まえ、できる限り短い距離で結ぶことを基本とする。 首都圏及び中部圏の都市部では、大深度地下を使用できる地域において、できる限り大深度地下を使用する。</p> <p>5. 設備計画 首都圏及び中部圏の都市部は主に地下式（シールドトンネル）とする。またトンネル内の換気及び異常時の避難等の観点から、換気設備を設置した非常口を概ね 5 km 間隔で設置する。</p> <p>6. 鉄道施設（換気施設） トンネル内を換気するため、鉄道施設（換気施設）の設置を計画している。</p> <p>7. 工事概要 工事内容は今後具体化することとなるが、現段階においては概ね以下の通りである。</p> <p>①トンネル部 都市部の大深度トンネル部では、主にシールド工法を採用する。</p> <p>②非常口 都市部の非常口については、地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。工事の実施にあたっては、非常口の工事箇所工事施工ヤードを設置する。また、既存の主要な幹線道路等を資材や機材の運搬道路として利</p>	<p>本事業区域及びその周囲の地域特性は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然的条件 ①水象の状況 （首都圏） 調査対象地域には公園等において利用されている湧水が点在する。 （中部圏） 調査対象地域には親水広場等において利用されている湧水が存在する。</p> <p>②地下水の状況 （首都圏） 調査対象地域の地下水は、主に東京礫層、上総層群の砂層に帯水している。本事業区域周辺における被圧地下水位は東京都区部で T.P. -5.27m～+19.71m、川崎市で T.P. +6.04m～+57.65m、町田市で T.P. +53.25m～+141.65m、相模原市で T.P. +112.13m～117.77m となっており、西高東低の水位分布を示している。 （中部圏） 調査対象地域の地下水は、春日井市においては主に東海層群矢田川累層、名古屋市においては主に海部弥富累層第二礫層・第三礫層に帯水している。本事業区域周辺における被圧地下水位は春日井市で T.P. +6.35m～+190.14m、名古屋市で T.P. -1.96m～+3.08m となっており、北高南低の水位分布を示している。</p> <p>③地形の状況 （首都圏） 東京都区部においては武蔵野台地が中小河川によりいくつかに分けられた台地部、多摩川等により形成された沖積平野である低地が見られる。また、川崎市及び町田市は概ね多摩丘陵の南方に位置し、丘陵地のほか鶴見川等の河川によって形成された谷地低地が分布している。 （中部圏） 春日井市北部に丘陵地や台地が分布する一方、内津川付近には扇状地性低地が、庄内川、矢田川付近には三角州性低地が分布している。</p>

化学反応（大深度地下に存在する還元性の地層に起因する地下水の強酸性化、有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下）に係る事業特性・地域特性

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<p>用する。 本事業の建設に伴う掘削工事、トンネル工事の実施により地下水流動等の変化を生じることが考えられる。</p>	<p>④地質の状況 （首都圏） 東京都区部においてはトンネルを計画する上総層群とこれを覆う東京礫層、東京層、沖積層等から成っている。また、川崎市及び町田市においては上総層群とこれを覆う段丘礫層及び関東ローム層から成っている。 （中部圏） 第三紀に生成されトンネルの大半を計画する東海層群と、これを覆う海部・弥富累層、熱田層等から成っている。</p> <p>⑤重要な地形及び地質の状況 （首都圏） 町田市において東京都が指定する凶師小野路歴史環境保全地域が分布しているが、この地域はトンネルで通過し、地形を改変することはない。 （中部圏） 調査対象地域には重要な地形及び地質は存在しない。</p> <p>2. 社会的状況</p> <p>①土地利用の状況 （首都圏） 調査対象地域は「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなされており、主に住居地域となっている。その他に公共施設、商業施設、工場、農地等が分布している。 （中部圏） 調査対象地域は春日井市の一部を除いて「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなされており、主に住居地域となっている。その他に公共施設、商業施設、工場、農地等が分布している。</p> <p>②地下水利用の状況 （首都圏） 調査対象地域における地下水利用について、東京都区部においては指定作業場での利用が、川崎市においては水道用や工業用としての利用が、町田市においては上水道等としての利用が多くなっている。 （中部圏） 調査対象地域における地下水利用については、水道用としての利用が多くなっている。また、調査対象地域には、水道用水源井戸等が分布している。</p>

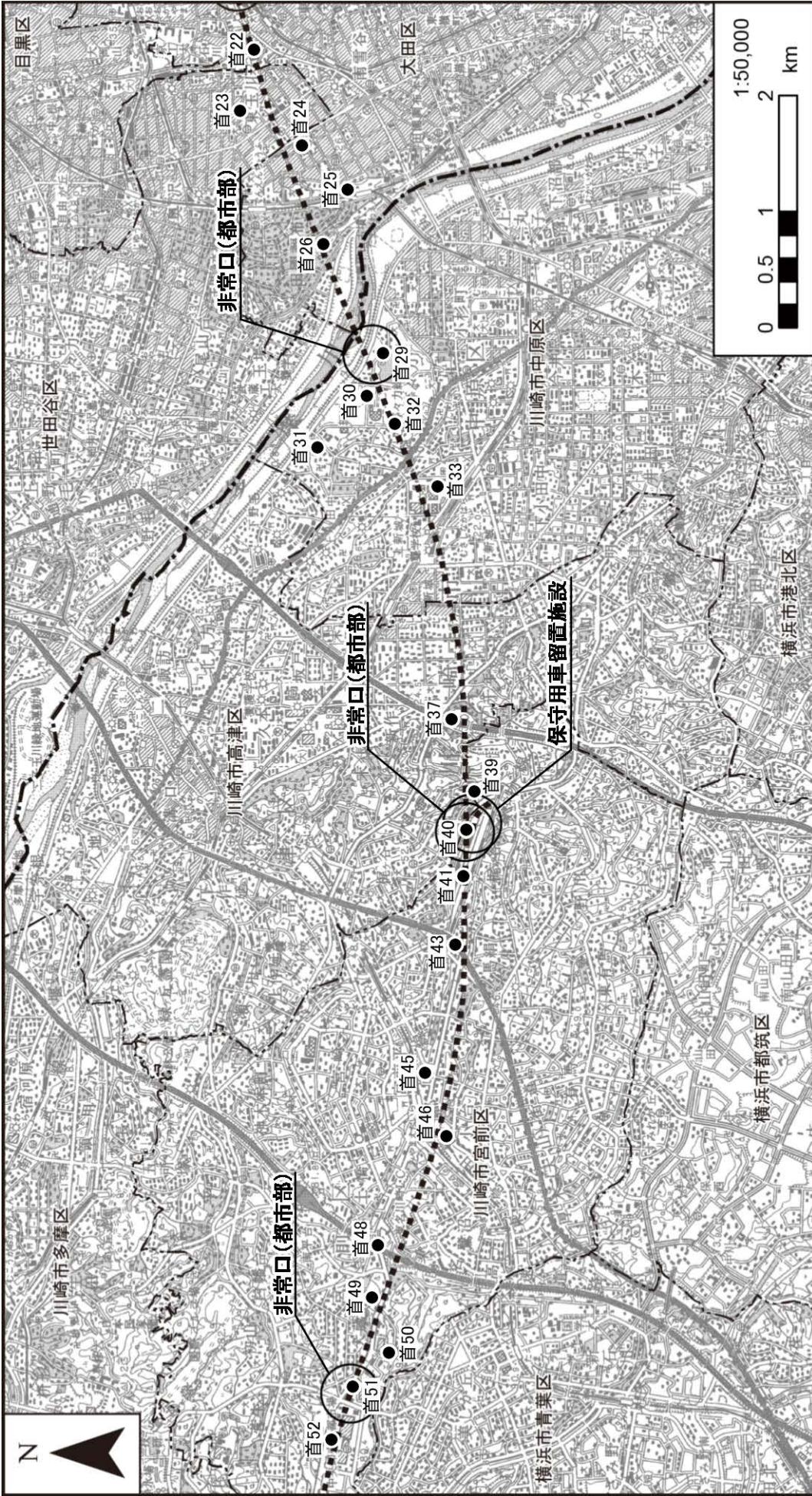


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 都県境
- 市区町村境

● 地盤及び地下水の酸性化調査地点

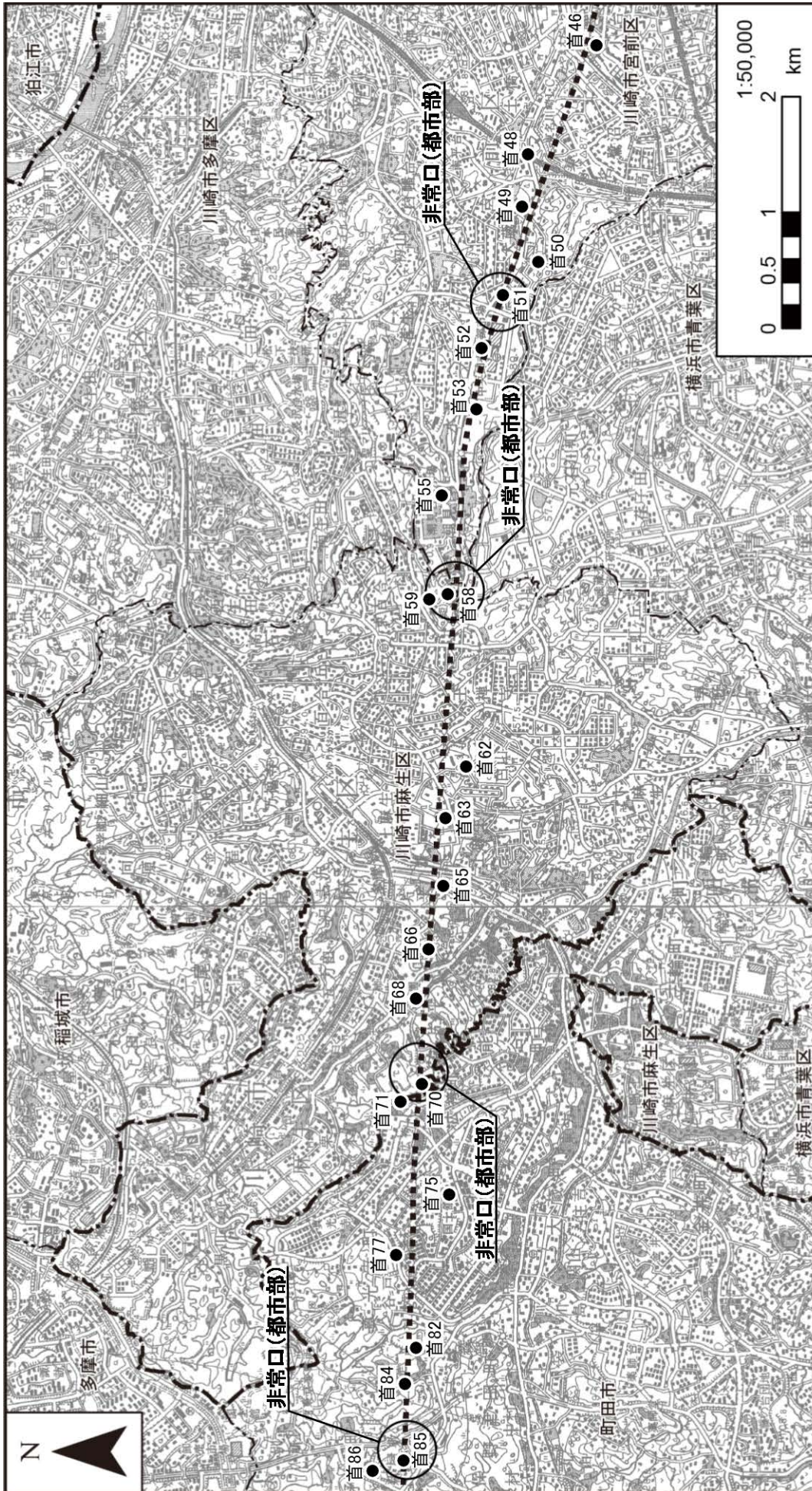
地盤及び地下水の酸性化調査地点 (1)



凡例

- 地盤及び地下水の酸性化調査地点
- 計画路線(トンネル部)
- 都県境
- 市区町村境

地盤及び地下水の酸性化調査地点 (2)

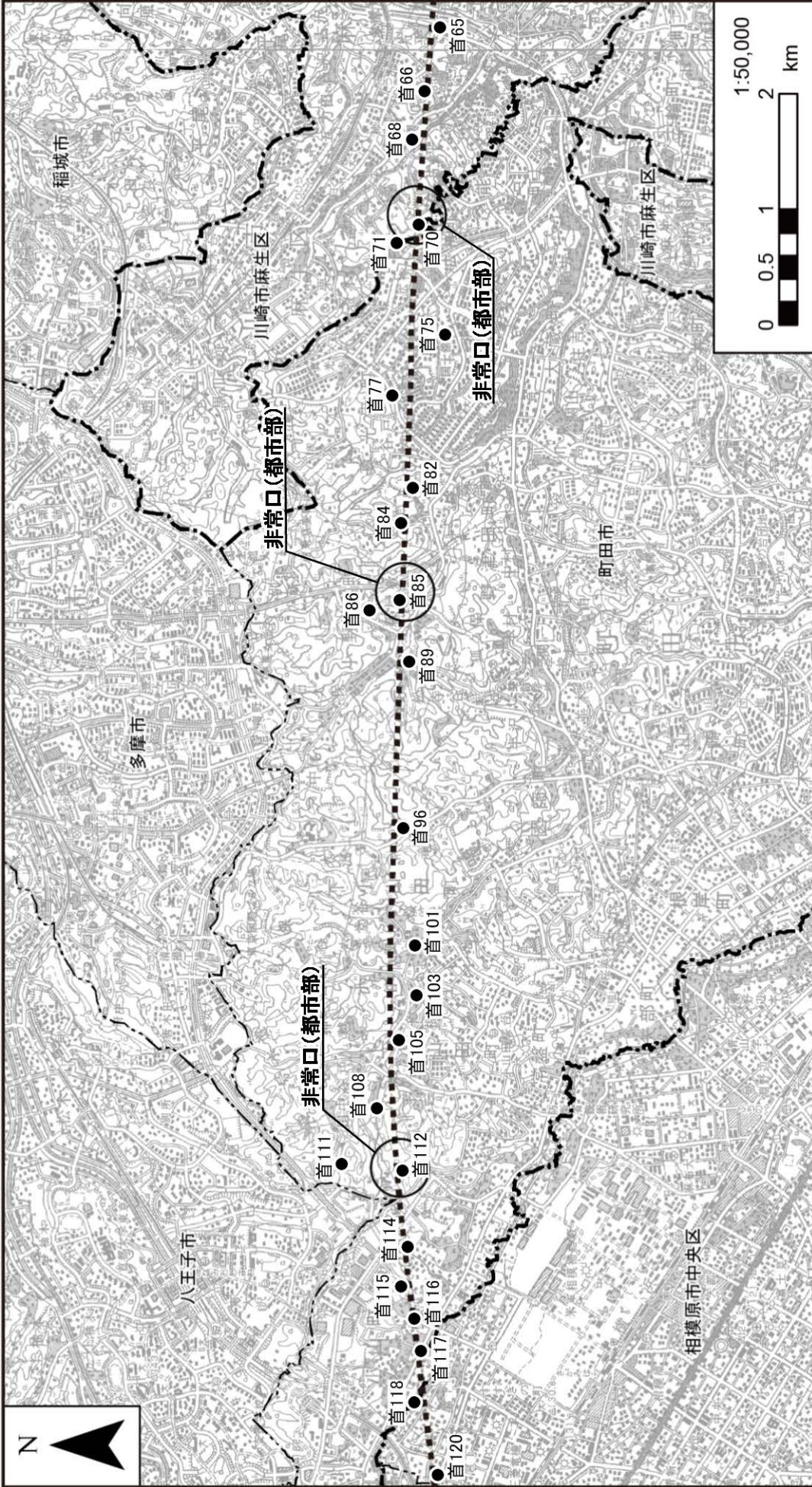


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 都県境
- 市区町村境

● 地盤及び地下水の酸性化調査地点

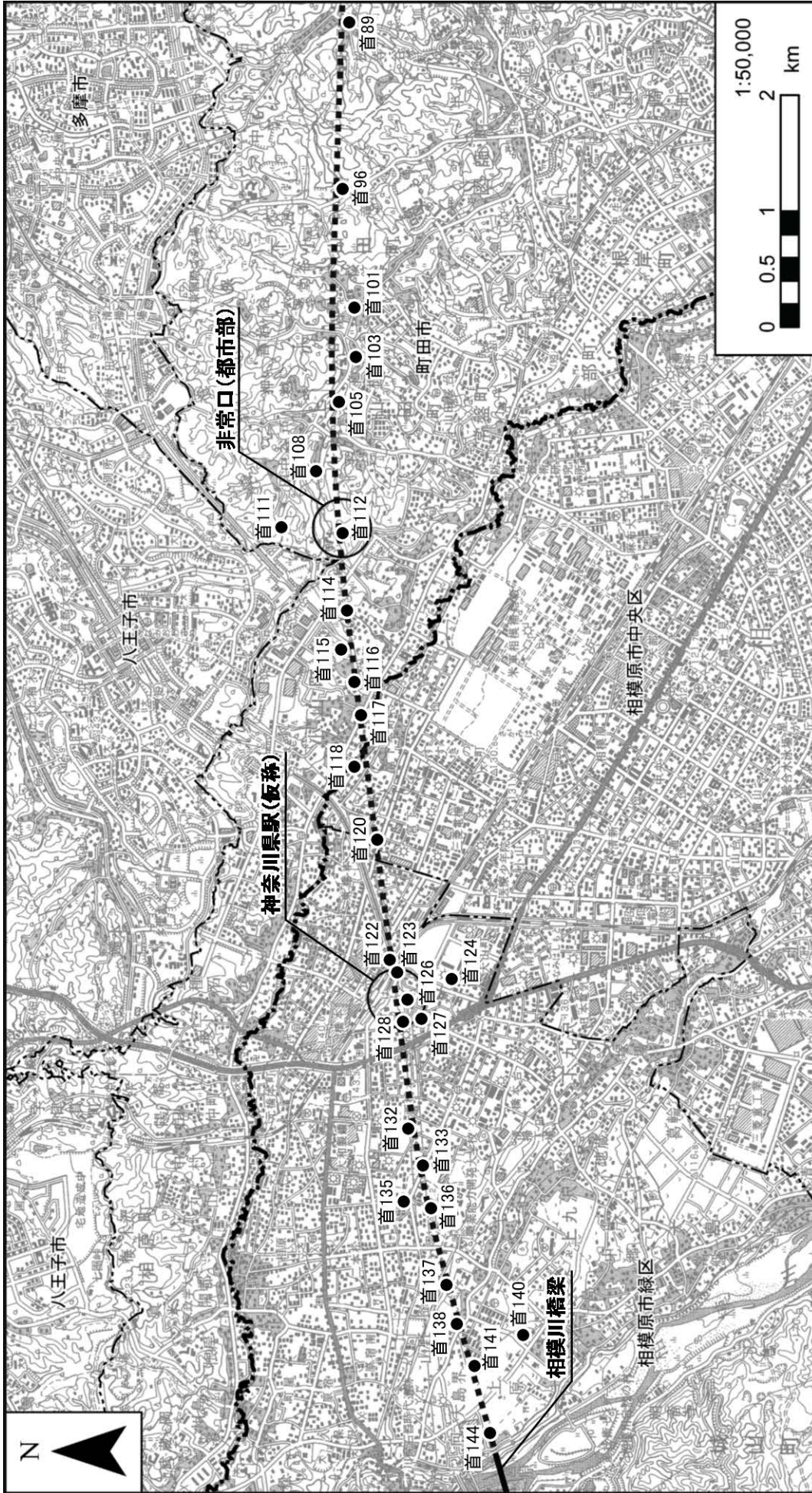
地盤及び地下水の酸性化調査地点 (3)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 都景境
- - - 市区町村境
- 地盤及び地下水の酸性化調査地点

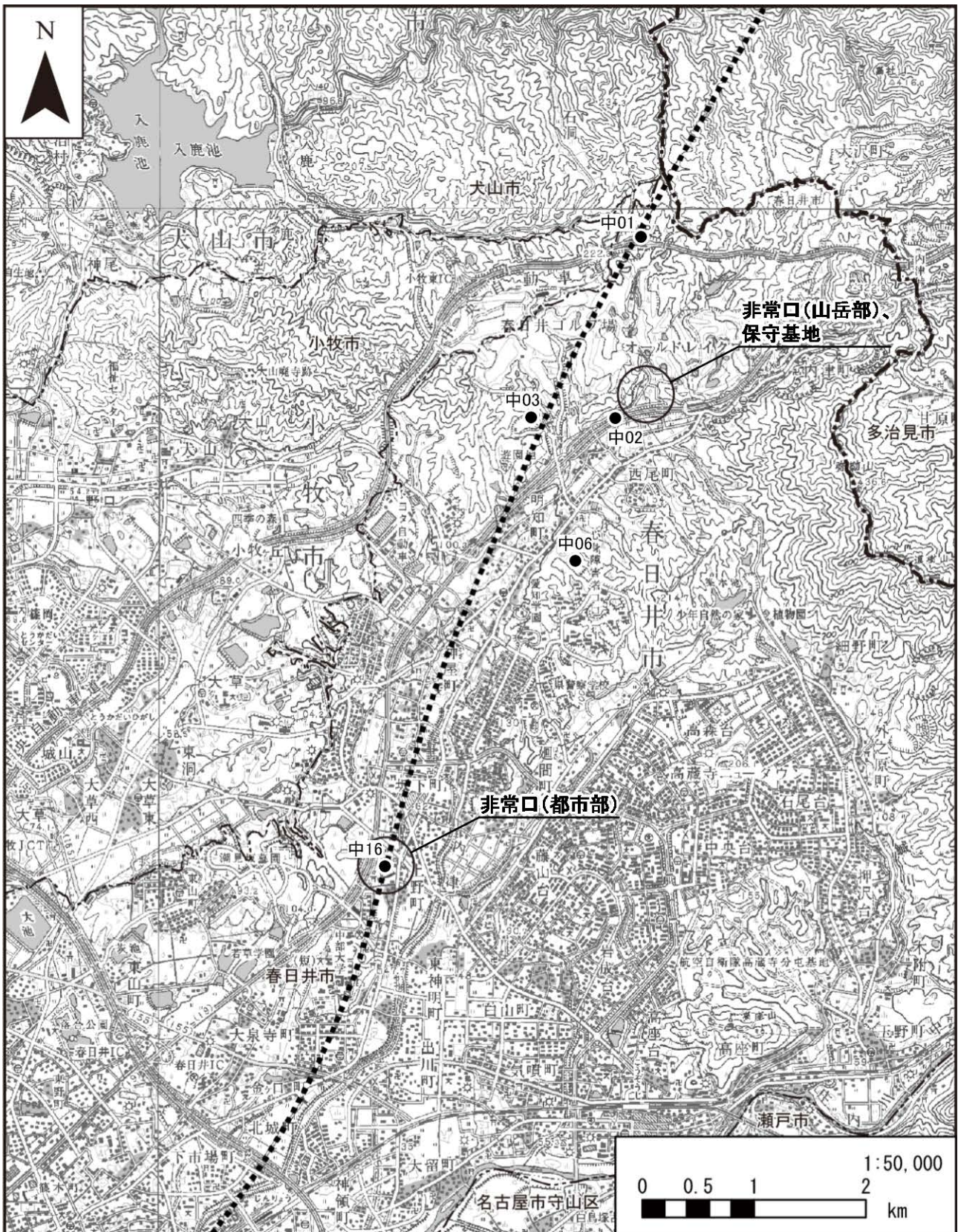
地盤及び地下水の酸性化調査地点 (4)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 地盤及び地下水の酸性化調査地点
- 都県境
- 市区町村境

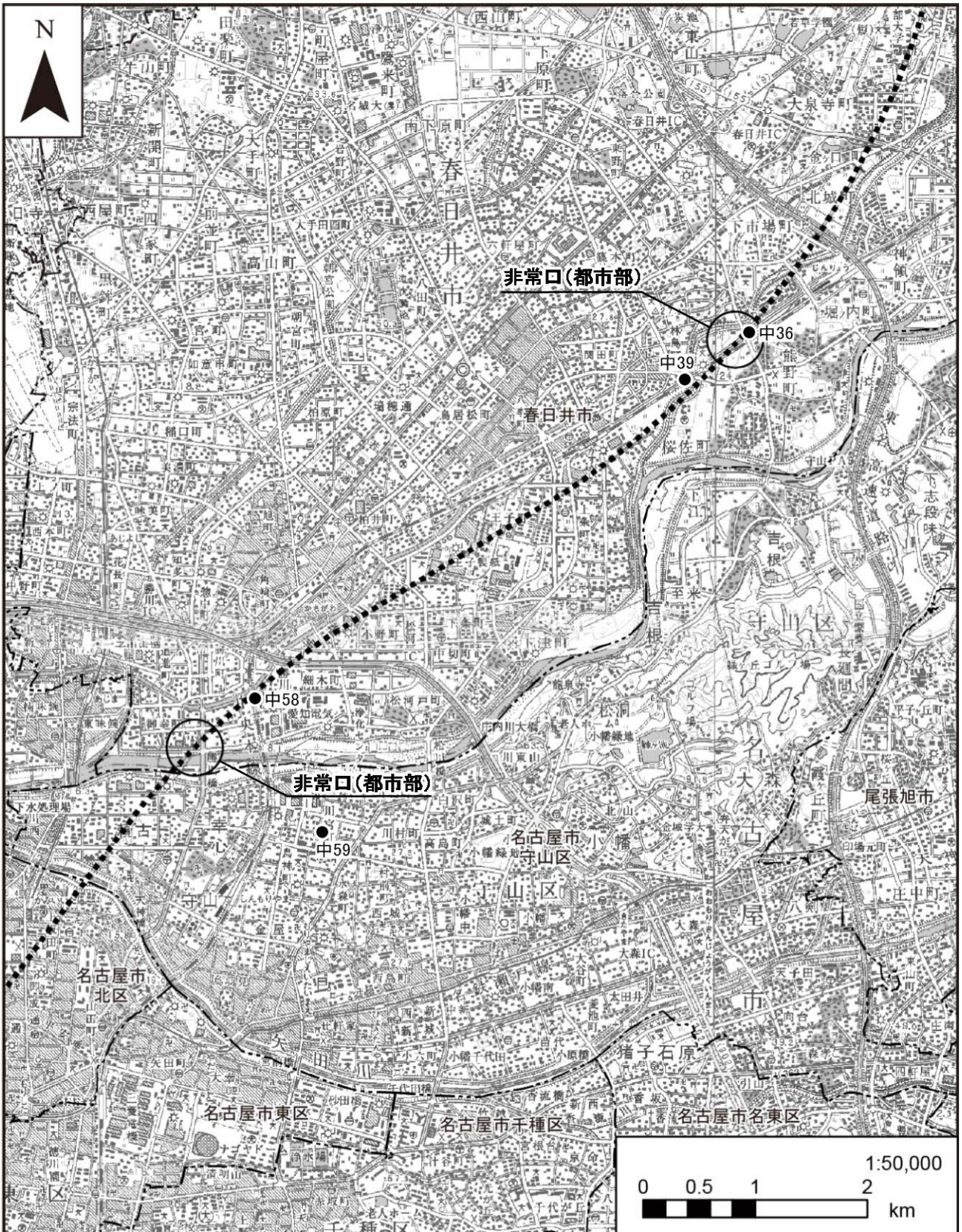
地盤及び地下水の酸性化調査地点 (5)



凡例

地盤及び地下水の酸性化調査地点 (6)

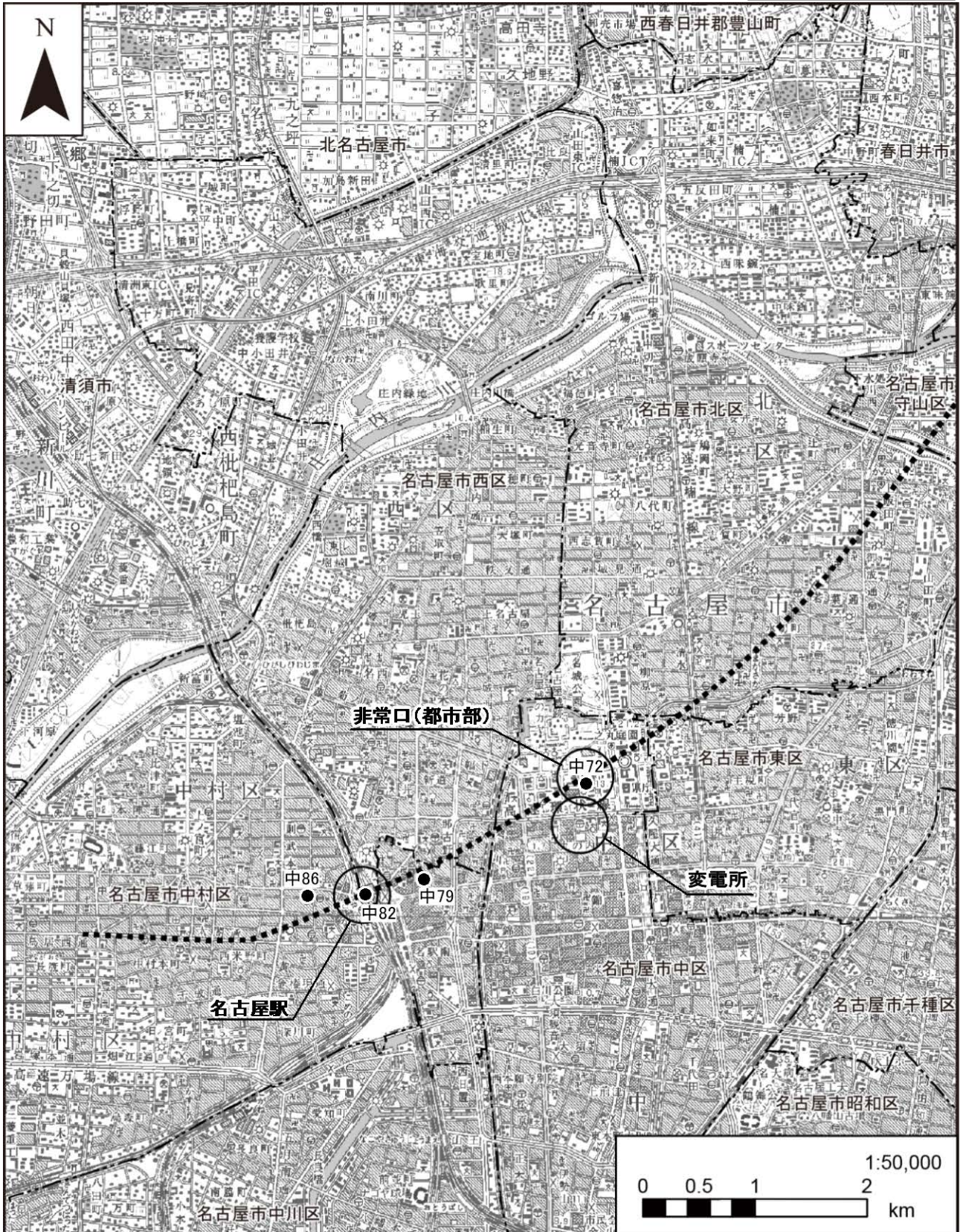
- 計画路線(トンネル部)
- 地盤及び地下水の酸性化調査地点
- 県境
- 市区町村境



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 地盤及び地下水の酸性化調査地点
- 県境
- 市区町村境

地盤及び地下水の酸性化調査地点 (7)

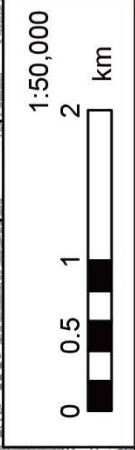
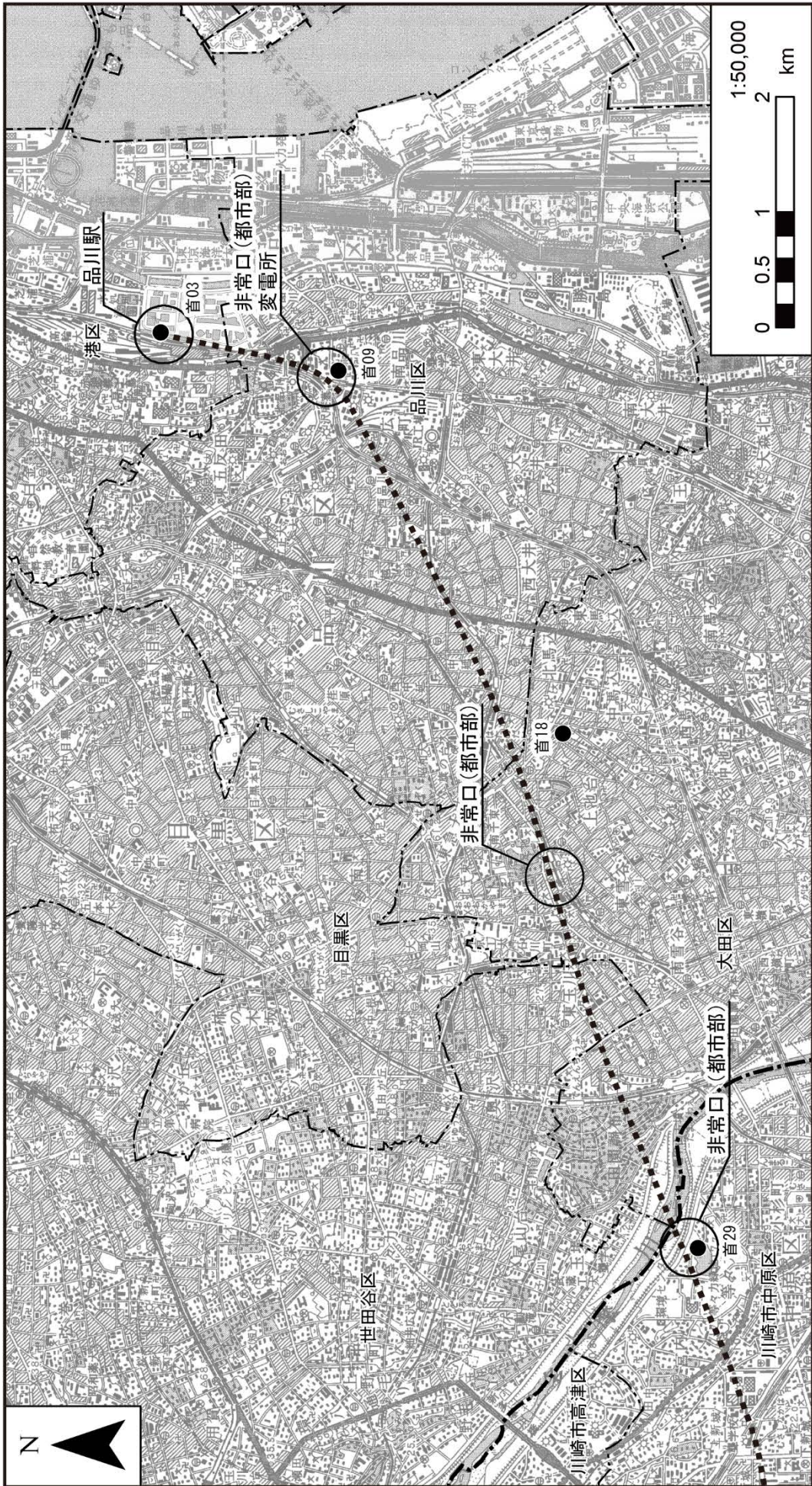


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 県境
- 市区町村境

- 地盤及び地下水の酸性化調査地点

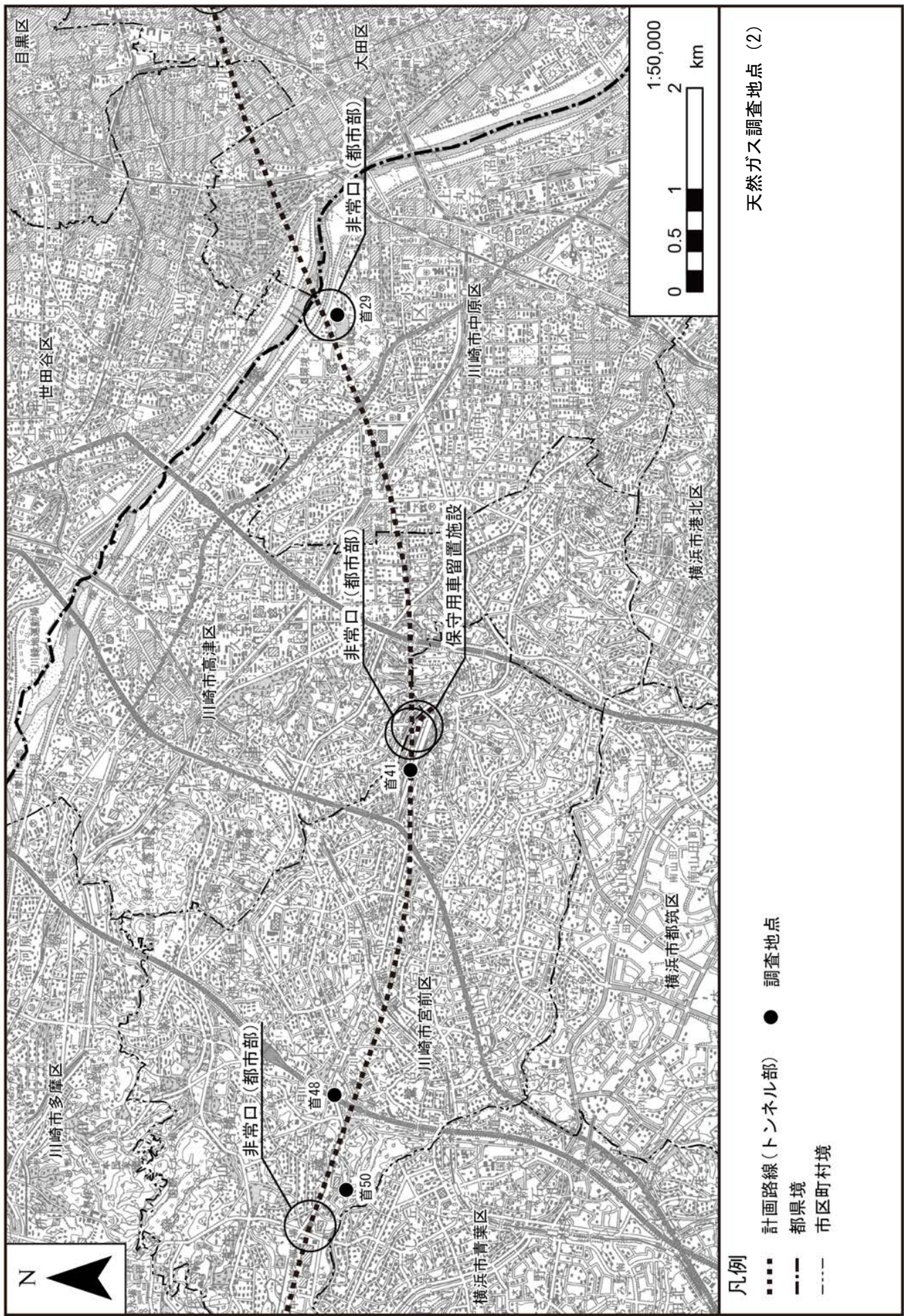
地盤及び地下水の酸性化調査地点 (8)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 調査地点
- 都県境
- 市区町村境

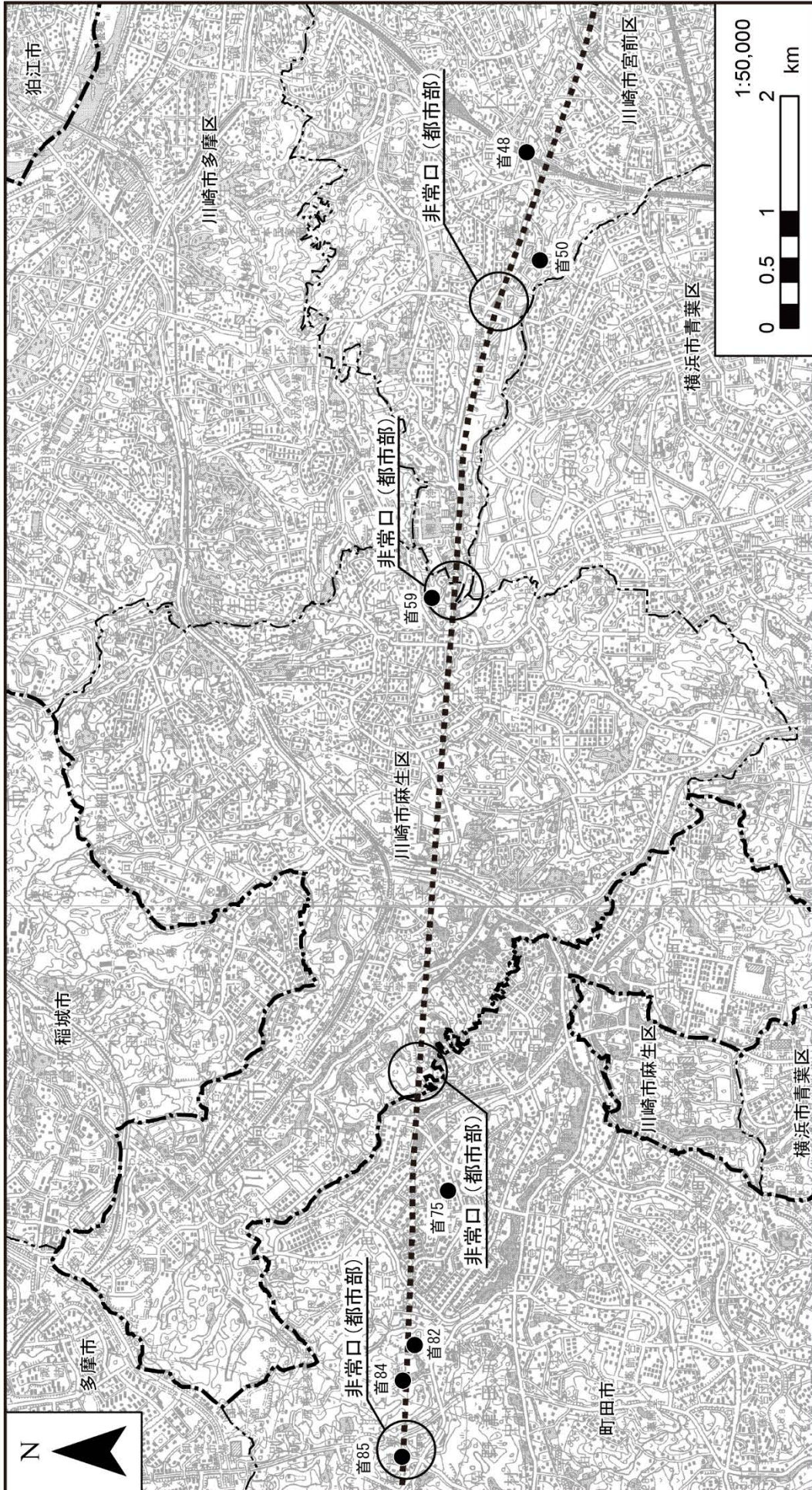
天然ガス調査地点 (1)



天然ガス調査地点 (2)

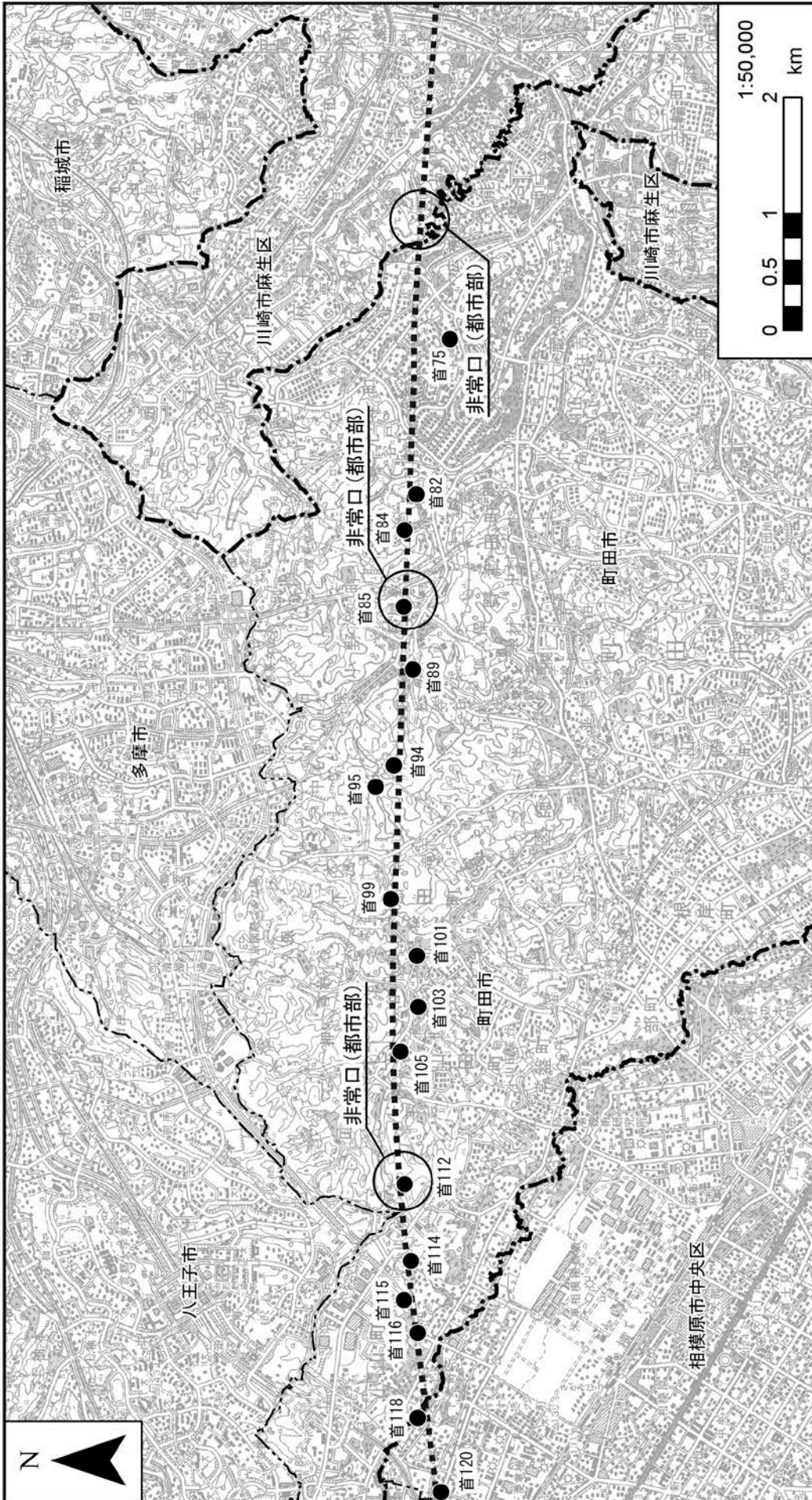
凡例

- 計画路線(トンネル部) ● 調査地点
- 都県境
- 市区町村境



- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 調査地点
 - 都県境
 - - - - 市区町村境

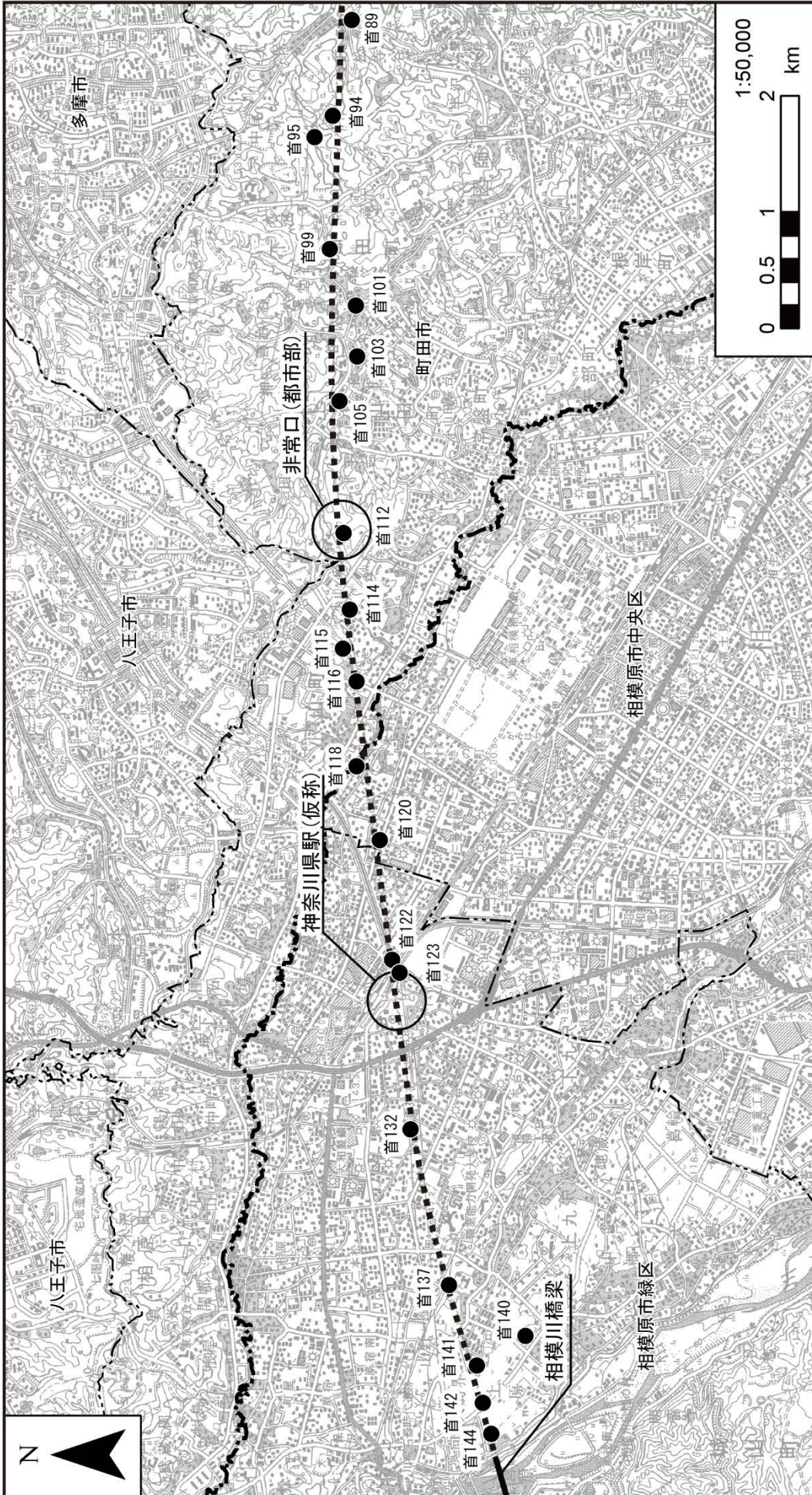
天然ガス調査地点 (3)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 都県境
- · - · - 市区町村境
- 調査地点

天然ガス調査地点 (4)



- 天然ガス調査地点 (5)
- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 調査地点

掘削土の処理に係る事業特性・地域特性

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<p>本事業の事業特性は以下のとおりである。</p> <p>1. 起点及び終点 起点 東京都港区 終点 愛知県名古屋市 主要な経過地 甲府市附近、赤石山脈(南アルプス) 中南部</p> <p>2. 走行方式 超電導磁気浮上方式</p> <p>3. 最高設計速度 505 キロメートル/時</p> <p>4. 路線計画 起点の東京都から名古屋市まで、超電導リニアの超高速性を踏まえ、できる限り短い距離で結ぶことを基本とする。 首都圏及び中部圏の都市部では、大深度地下を使用できる地域において、できる限り大深度地下を使用する。</p> <p>5. 設備計画 首都圏及び中部圏の都市部は主に地下式(シールドトンネル)とする。またトンネル内の換気及び異常時の避難等の観点から、換気設備を設置した非常口を概ね 5k m 間隔で設置する。</p> <p>6. 鉄道施設(換気施設) トンネル内を換気するため、鉄道施設(換気施設)の設置を計画している。</p> <p>7. 工事概要 工事内容は今後具体化することとなるが、現段階においては概ね以下の通りである。</p> <p>①トンネル部 都市部の大深度トンネル部では、主にシールド工法を採用する。</p> <p>②非常口 都市部の非常口については、地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。工事の実施にあたっては、非常口の工事箇所工事施工ヤードを設置する。また、既存の主要な幹線道路等を資材や機材の運搬道路として利用する。</p>	<p>本事業区域及びその周囲の地域特性は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然的条件 ①地形の状況 (首都圏) 東京都区部においては武蔵野台地が中小河川によりいくつかに区分された台地部、多摩川等により形成された沖積平野である低地が見られる。また、川崎市及び町田市は概ね多摩丘陵の南方に位置し、丘陵地のほか鶴見川等の河川によって形成された谷地低地が分布している。 (中部圏) 春日井市北部に丘陵地や台地が分布する一方、内津川付近には扇状地性低地が、庄内川、矢田川付近には三角州性低地が分布している。</p> <p>2. 社会的状況 ①土地利用の状況 (首都圏) 調査対象地域は「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなされており、主に住居地域となっている。その他に公共施設、商業施設、工場、農地等が分布している。 (中部圏) 調査対象地域は春日井市の一部を除いて「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなされており、主に住居地域となっている。その他に公共施設、商業施設、工場、農地等が分布している。</p> <p>②廃棄物等の処理施設等の立地状況 (首都圏) 東京都には、産業廃棄物に係る処理業者設置の中間処理施設が 290 施設、最終処分場が 5 箇所ある。また、神奈川県には、産業廃棄物に係る処理業者設置の中間処理施設が 572 施設、最終処分場が 14 箇所ある。 (中部圏) 愛知県には、産業廃棄物に係る処理業者設置の中間処理施設が 945 施設、最終処分場が 105 箇所ある。</p>

掘削土の処理に係る事業特性・地域特性

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<p>本事業の建設に伴う掘削工事、トンネル工事の実施により掘削土等の建設副産物を事業区域外へ搬出する可能性がある。</p>	<p>③廃棄物等に係る関係法令等の状況</p> <p>廃棄物に係る関係法令として、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律（グリーン購入法）」、「建設副産物適正処理推進要綱」等があげられる。</p> <p>（首都圏）</p> <p>廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物の適正な処理が行われるよう、東京都においては「東京都廃棄物条例」が、神奈川県においては「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」が定められている。</p> <p>（中部圏）</p> <p>上記と同様の目的で、愛知県においては「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」が定められている。</p>